

令和 4 年度

法人・施設概要



令和 4 年度入社式

社会福祉法人 土佐香美福祉会

＜目 次＞

1～4 ☆ 社会福祉法人土佐香美福祉会 法 人 概 要

5～23 ☆ 2022年度 社会福祉法人土佐香美福祉会 事 業 計 画

24～53 ☆ 香美市土佐山田地区概要

- 25 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘 建物平面図
- 26～32 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘・短期入所生活介護事業所
- 33～35 ・ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所の概要
- 37 ・特定入居者生活介護事業所ケアハウス好日館 建物平面図
- 38～43 ・特定入居者生活介護事業所ケアハウス好日館の概要
- 45 ・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん 建物平面図
- 46～47 ・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざんの概要
- 48～50 ・デイサービスセンターやまだ通所介護事業所の概要
- 51～53 ・ウエルデイじんざん通所介護事業所の概要

54～73 ☆ 高知市街地区概要

- 55 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知 建物平面図
- 56～70 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知・ウエルショートしなねの概要
- 71～73 ・ウエルデイしなね通所介護事業所の概要

74～87 ☆ 安芸郡芸西地区概要

- 75 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘 建物平面図
- 76～82 ・特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘・短期入所生活介護事業所の概要
- 83～85 ・デイサービスセンター洋寿の概要
- 86～87 ・居宅介護支援事業所洋寿の概要

88～96 ☆ 香美市物部地区概要

- 89～91 ・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所の概要
- 92～94 ・ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所の概要
- 95～96 ・生活支援ハウスこづみの概要

97～100 ☆ 個人情報保護に関する規程

101～105 ☆ 社会福祉法人土佐香美福祉会職員ハンドブック

法人の概要



社会福祉法人 土佐香美福祉会

法 人 名	社会福祉法人 土佐香美福祉会
法 人 所 在 地	高知県香美市土佐山田町550番2 (北組西) 〒782-0043
代 表 者 氏 名	理事長 楠 目 隆
T E L 番 号	0887-52-2112
F A X 番 号	0887-52-2882
ホ ー ム ペ ー ジ U R L	https://www.welplaza.or.jp
メ ー ル ア ド レ ス	tosakami52@smile.ocn.ne.jp

社会福祉法人土佐香美福祉会 設立認可	平成10年 6月10日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 設置認可 事業開始	平成11年 4月 1日
介護保険制度開始	平成12年 4月 1日
配食サービス事業開始 (365日、昼・夕)	平成15年 4月 1日
グループユニットケア開始	平成15年 5月 1日
香美市政発足(土佐山田町・香北町・物部村合併)	平成18年 3月 1日
香美市立高齢者生活福祉センター 指定管理開始 (生活支援ハウスこづみ・通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成18年 3月 1日
特別養護老人ホーム洋寿荘 移管経営開始 (芸西村)	平成18年 4月 1日
デイサービスセンター洋寿ふれあいの家 指定管理開始 (通所介護・訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成18年 4月 1日
ケアハウス好日館 事業開始 (ウエルプラザやまだ荘併設型)	平成18年12月 1日
優良民間社会福祉法人表彰 天皇陛下より御下賜金拝領	平成18年12月26日
全国初 木造二階建 特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘 移転開設	平成20年 6月22日
高知市市街地区にて事業開始(訪問介護・居宅介護支援事業所)	平成23年 2月 1日
特別養護老人ホームウエルプラザ高知 事業開始	平成23年 4月 1日
就労継続支援A型事業所ウエルジョブ&キッチンやまだ事業開始	平成27年 4月 1日
特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業開始	平成29年 4月 1日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 新築工事着工	平成30年 3月12日
就労継続支援A型事業所ウエルジョブ&キッチンやまだ 特定計画相談支援事業所ウエルジョブ相談支援センター事業移管	平成30年 3月31日
特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 増床移転開設	平成31年 2月 1日
住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん 事業開始	令和 元年10月 1日

3. 社会福祉法人土佐香美福祉会役員（理事6名・評議員7名・監事2名）

職 名	氏 名	役員および評議員としての資格ならびに所属等
理 事 長	楠目 隆	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(理事長)
常務理事	嶋村 貴博	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者(法人本部長、総施設長)
理 事	楠目 修	当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(医療法人土佐楠目会理事長、医師)
	三谷 平通	施設の管理者(特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘 施設長)
	中澤 和彦	施設の管理者(住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん、ケアハウス好日館 施設長)
	津野 高敏	施設の管理者(特別養護老人ホームウエルプラザ高知 施設長)
評 議 員	大岸 啓郎	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	武内 節子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	中島 敦子	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	原 心一	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	前田 隆明	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	松尾 禎之	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
	溝渕 紀夫	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
監 事	宮地 盾騎	社会福祉事業について識見を有する者
	島元 健三	財務管理について識見を有する者

【任 期】

（理 事）令和3年6月16日から令和5年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

（監 事）令和3年6月16日から令和5年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

（評議員）令和3年6月16日から令和7年6月に開催される定時評議員会終結の時まで

4. 法人の事業内容

介護保険事業	
香美市 土佐山田地区 〒782-0043 香美市土佐山田町550番2 TEL 0887-52-2112 FAX 0887-52-2882	
・特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館	定員50名
・デイサービスセンターやまだ通所介護事業所	定員38名
・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん	定員60名
・ウエルデイじんざん通所介護事業所	定員30名
香美市 土佐山田地区 〒782-0038 香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号 TEL 0887-52-3223 FAX 0887-52-3220	
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘(入所生活介護事業)	定員76名
・特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所(併設型)	定員12名
・ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所	
高知市 市街地区 〒781-8131 高知市一宮しなね2丁目15番19号 TEL 088-855-8820 FAX 088-855-8830	
・特別養護老人ホームウエルプラザ高知(入所生活介護事業)	定員80名
・ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所(併設型)	定員20名
・ウエルデイしなね通所介護事業所	定員28名
安芸郡 芸西地区 〒781-5704 安芸郡芸西村西分乙297番 TEL 0887-32-2110 FAX 0887-32-2116	
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘(入所生活介護事業)	定員80名
・特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所(併設型)	定員 8名
・デイサービスセンター洋寿	定員35名
・居宅介護支援事業所洋寿	
香美市 物部地区 〒781-4401 香美市物部町大栃898番地1 TEL 0887-58-2828 FAX 0887-58-2848	
・デイサービスセンターこづみ通所介護事業所	定員15名
・ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所	
受託事業(香美市からの委託事業)	
・生活支援ハウスこづみ(香美市物部地区)	定員12名

2022年度 総合事業計画書

はじめに

新型コロナウイルス感染症が発生してから3年経過しますが、いまだ終息の兆しを感じることはできません。

当法人が経営する各施設、事業所におきましては、2021年度同様に厚生労働省から示されている様々な基本的予防策を、職員一人一人が確実に実践していく以外に特效薬は無いと感じています。

利用者、職員に対する3度目のワクチン接種はほぼ完了していますが、各種別福祉介護施設、医療機関、学校、幼稚園保育園でのクラスターが続いています。新型コロナウイルス感染症が発生する以前の様な、安心して生活する事ができる環境が一刻も早く実現するように願い、感染予防に対するあらゆる取組を継続していきます。

1. 土佐香美福祉社会重点目標

土佐香美福祉社会法人本部は、2022年度土佐香美福祉社会重点目標を報告いたします。

社会福祉法人土佐香美福祉社会は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

土佐香美福祉社会SDGsの取り組み

国連が掲げる「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、地域共生社会の構築を主導する社会福祉法人のあり方に共通する考え方です。土佐香美福祉社会は、人口減少など変化する社会のなかにあっても地域の福祉サービスを持続させていくため、重点目標を定め、取り組みを進めます。

2022年度 土佐香美福祉社会 重点目標

(1) 働き方改革の実行 (SDGs 17 ゴールのうち 3. 5. 8. 9)

- ① ICT・ロボット・AI・IoT等の活用と生産性の向上
- ② 働きやすい職場環境づくり(福祉人材確保・育成・定着)
- ③ 処遇改善施策への対応

(2) 財務健全化の推進 (SDGs 17 ゴールのうち 8)

- ① 事業計画及び予算執行の厳守
- ② ガバナンスと高い透明性の確立

(3) 災害対策基盤整備の強化 (SDGs 17 ゴールのうち 3. 5. 11)

- ① BCP・BCM・BCMS・災害福祉派遣チーム(DWAT)育成
- ② 福祉避難所のシミュレーション(災害時支援・受援体制の構築)
- * コロナ感染症発生被害を想定したBCP・BCM及び離職防止対応

(4) 公益的取り組みの実践 (SDGs 17 ゴールのうち 1. 2. 3. 5. 11. 15)

- ①地域共生社会の実現推進(我が事・丸ごと)
- ②複数社会福祉法人連携及び社会福祉協議会連携
- ③農福連携の取組推進

上記 4 項目 10 課題の実践を掲げています。具体的には、法人(経営)本部及び会議のあり方において、経営戦略情報共有機能の強化を図る目的で包括任命した法人役員・拠点管理者等による「合同運営会議」、施設長・副施設長・施設管理者等による「施設長会議」及び次世代職員による「みらい会議」を月例会として開催し、重点目標の達成に向け実行・実施していきます。

本年度も高知市・香美市・芸西村における 17 事業部門と本部の計 18 部門も設定値と法人重点目標へのチャレンジは、法人中期計画(2021 年～2023 年)の中間年度課題として取組の継続と着手が求められている項目であるとの役職員共通認識で臨んでいきます。

○全国社会福祉法人経営者協議会の取組を実践

全国社会福祉法人経営者協議会が策定した「社会福祉法人アクションプラン 2025」(2021 年度～2025 年度 中期行動計画)にある社会福祉法人の使命、経営の原則及び「社会福祉法人行動指針」を確実に実践します。

「経営原則」

- 【公益性】 個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい“安心のある生活”が送れるように、国民すべての社会的な自立支援を目指すため、支援をすること。
- 【継続性】 解散時の手続きや残余財産の処分等に関する規定によって、制度的にサービスの継続性が確保されている。よって良質なサービスを安定して提供する義務があること。
- 【透明性】 公的な負担によって行われる事業であるとともに利用制度化が進むなか、公益法人としてより積極的な情報開示、情報提供等による高い透明性が求められること。
- 【倫理性】 公正、誠実な倫理観に基づく法人経営を行うこと。
- 【非営利性】 持ち分がなく配当は認められていない。事業で得たすべての金銭的成果は社会福祉事業に充てるか、地域の生活課題や福祉需要に還元すること。
- 【開拓性】 表出しにくい生活課題、福祉需要の掘り起こしや、制度の狭間にあるもしくは制度化されていない福祉需要等に対し、新しい領域として、先駆的に他機関・団体等に先立って対応するとともに、制度化に向けた働きかけを行うこと。
- 【組織性】 高い信頼性が求められる法人にふさわしい組織統治の確立、人材育成等、組織マネジメントに取り組むこと。
- 【主体性】 民間の社会福祉事業経営者としての自主性および自立性を発揮し自らの意思、判断によって事業に取り組むこと。
- 【効率性】 税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い

経営をめざすこと。

【機動性】 地域の福祉ニーズ及び制度の変化に対して、すばやく対応すること。

以上の10の経営原則に基づき、「社会福祉法人に求められる取組課題」（社会福動指針）を、

I 経営に対する基本姿勢、 II 支援に対する基本姿勢、

III 地域社会に対する基本姿勢、 IV 人材に対する基本姿勢

の4つの基本姿勢の観点から「行動指針」として14の長期ビジョンを設定しています。

社会福祉法人アクションプラン2025

[2021年度～2025年度 中期行動計画]

基本姿勢Ⅰ．経営に対する基本姿勢

行動指針1 経営者としての役割

（・経営理念等の明確化・地域福祉への取組・経営計画の策定・経営改善・事業継続への備え・生産性向上に対する取組・自己研鑽・次世代の育成）

行動指針2 組織統治の強化

（・理事会・評議員会・監事・組織統治機能の強化・事務執行機能の強化・会計監査人の選定・事業経営の透明性の確保・運営協議会の設置）

行動指針3 健全で安定的な財務基盤の確立

（・財務状況に把握・財務基盤の確立・会計に関する十分な体制の整備・職務権限・役割の明確化・正確な計算書類の作成・適切な社会福祉充実計画の作成・長期計画に基づく資金計画・適正な資金運用・コスト意識の醸成）

行動指針4 コンプライアンスの徹底

（・ルールに対する適切な認識・コンプライアンス規定・マニュアルの策定・コンプライアンス体制の構築・監査ガイドラインの活用・コンプライアンス教育の徹底・公益通報相談の適切な実施・適正な報酬の取り扱い等・適切な補助金の取り扱い等・利害関係者との関係）

基本姿勢Ⅱ．支援に対する基本姿勢

行動指針5 人権尊重

（・基本理念等における明確化・職員に対する倫理教育の充実・インフォームドチョイスの重視・福祉サービス利用者の自己決定と選択の尊重・個人情報保護体制の整備・苦情解決・相談体制の整備・多様化・複雑化する福祉的ニーズへの支援・虐待を発生させない体制づくり・権利擁護の充実）

行動指針6 包括的支援の充実・展開

（・地域生活を重視した福祉サービス方針の確立・家族に対する支援・施設機能の解放・積極的なボランティアの活用・地域の社会資源の活用・制度外の福祉的ニーズに対する支援体制の充実）

行動指針7 サービスの質の向上

（・サービス提供方針の明確化・作業手順・マニュアルの策定・職員教育・研修の充実・

福祉サービス利用者や家族等の満足度向上・サービスの自己点検と継続的な改善・第三者によるサービス評価の受審・苦情解決における第三者委員の設置(活用)・福祉サービス事故等の未然防止・サービスの記録と情報開示)

行動指針 8 安心・安全の環境整備

(・安心・安全な施設・設備環境の整備・QOL:生活の質の向上・日常的な医療との連携・法的サービス以外の福祉的支援体制・BCM:事業継続マネジメントの実践・感染症対策の徹底)

基本姿勢Ⅲ. 地域社会に対する基本姿勢

行動指針 9 地域共生社会の推進

(・実施している事業の確認と展開・低所得者・生活困窮者への配慮と支援・困難事例への取組・多様な社会福祉援助ニーズの把握・地域を包括する公益的な取組の推進・地域を活性化する取組・地域のセーフティーネットとしての役割を果たすための取組・地域の安全・安心への取組)

行動指針 10 信頼と協力を得るための積極的なPR

(・経営情報の公表・地域から信頼されるためのPR・効果的な広報戦略の推進・苦情・相談内容等の公表・サービス評価の公表・情報管理の徹底)

基本姿勢Ⅳ. 福祉人材に対する基本姿勢

行動指針 11 中長期的な人材戦略の構築

(・経営理念の明示、周知徹底・期待する職員像の明確化・継続、発展させるための取組・業務の標準化と統一した業務行動・総合的な人材マネジメントシステムの構築・職員間の横断的連携の推進)

行動指針 12 人材採用に向けた取組の強化

(・福祉人材の確保・小中高校における福祉教育への積極的な協力)

行動指針 13 人材の定着に向けた取組の強化

(・福祉人材の定着・職員の安全と健康の確保・職員処遇の現状把握、分析、課題抽出・多様な人材が活躍できる職場づくり)

行動指針 14 人材の育成に向けた取組の強化

(・人材教育制度の構築・体系的な研修プログラムの構築・キャリアパスの明確化・リーダー層の育成・総合的な人材の育成)

2. 法人の事業計画

2022 年度当法人の経営する介護保険施設(事業所)は、全室個室タイプ・ユニットケア型特別養護老人ホーム(ウエルプラザやまだ荘 76 人・ウエルプラザ洋寿荘 80 人・ウエルプラザ高知 80 人)3 施設、特別養護老人ホーム併設型短期入所生活介護(ユニット型ショートステイ)3 事業所(定員:WP やまだ荘 12 人・WP 洋寿荘 8 人・WP 高知 20 人)、特定施設 50 人ケアハウス(好日館)1 施設、通所介護(デイサービス)5 事業所、訪問介護(ヘルパー事業)2 事業所(香美市土佐山田町地区・物部町地区)、居宅介護支援事業(ケアマネジャー)1 事業所(芸西村地区)の合計 15 事業所です。香美市土佐山田町の公益事業部門「住宅型有料老人ホー

ム ウェルリブじんざん(個室 55 室・定員 60 人)1 事業所、香美市物部町で指定管理を受けている香美市高齢者生活福祉センターに併設される生活支援ハウスこづみ(定員 12 人)の指定管理業務の 1 事業を行います。

総事業数は 17 事業であり、事業実施地区は 2 市 1 村の 3 事業地区、4 拠点(香美市=土佐山田町本部事業地区=1・物部町事業地区=1、高知市事業地区=1、芸西村事業地区=1)での運営となります。

経営本部及び会議のあり方は、3 事業地区 4 拠点 17 事業を執行するための体制として、本部機能の充実や各事業部門の経営戦略機能の強化を図る目的で包括任命したグループ法人管理者等による「合同運営会議」、当法人の施設長・副施設長・管理者等による「施設長会議」及び次世代職員による「みらい会議」を月例会として開催していく方針に変更はありません。

【合同運営会議】(定例会議：月末 4 週目開催 月/1 回)

○理事長、業務執行理事、総務担当理事、施設長、管理者、グループ法人役員等の合同会議委員 10 名による協議体会議であり、担当業務は次のとおりです。

①[理事長・本部]：合同会議委員長=SDGs・コンプライアンス・ガバナンス・人権(ハラスメントを含む)担当、②[常務理事・業務執行理事・本部]：本部統括=総務・財務・人事・人材確保・SDGs・CSR・BCM・BCMS・企業防災・施設整備事業推進・農福連携推進担当、③[総務担当理事・本部・特養施設長・香美地区総括(物部地区担当兼務)]=総務・財務・制度政策・人材教育・SDGs・CSR・BCM・地域連携・農福連携推進担当、④[理事・関連医療法人(外部)]=医療系・居宅系施設連携担当、⑤[理事・本部・ケアハウス施設長、有料老人ホーム管理者、併設通所事業所管理者兼務]=SDGs・CSR・メンタルケア・BCP・BCM・施設整備事業推進・農福連携推進担当、⑥[特養施設長：高知地区担当]=人材獲得・育成、教育研修企画・メンタルケア・BCP・BCM・地域連携担当、⑦[特養施設長：芸西・安芸地区担当]=メンタルケア・BCP・BCM・教育研修企画・地域連携担当、⑧[ケアマネ管理者：関連医療法人(外部)]=相談支援事業、施設間情報連携担当、⑨[副部長：関連医療法人(外部)]=医療系・居宅系施設連担当、⑩[部長：関連株式会社(外部)]=給食配食事業、就労継続支援事業 A 型・B 型担当

- ・合同運営会議委員は、法人グループ事業である「医療・給食・職創生・介護住居」=「医・食・職・住」の連携強化に努めます。
- ・グループ法人の通常業務・月例的業務の決定と執行状況を把握し、実態情報の共有を図ることにより、各法人の経営に“閃き・気づき・活力”を与える協議会形式で執り行います。

【施設長会議】(定例会議：月末 4 週目 合同運営会議終了後開催 月/1 回)

○理事長、業務執行理事、総務担当理事、理事、施設長、管理者による施設長会議は、合同運営会議と同日開催する社会福祉法人単独の 6 人を基本とし、副施設長等の参加を求める最大 10 人による会議です。

①[理事長]、②[常務理事・業務執行理事]、③[総務担当理事・施設長：香美地区総括]、④[理事・ケアハウス施設長・管理者]、⑤[理事・特養施設長：高知地区担当]、⑥[特養

施設長：芸西・安芸地区担当]

- ・土佐香美福祉会通常業務決定機関として、「合同運営会議」、「みらい会議」等の各会議や各事業地域の課題及び各事業所よりの討議事項を審議します。
- ・総合事業計画、収支計画、年度事業及び決算報告の各重要案件を審議し、理事会、評議員会に諮ります。

【みらい会議】（定例会議：月中3週目 施設長会議の1週前開催 月/1回）

○副施設長、課長、主任、フロアリーダー等の次世代職員による「みらい会議」は、施設長会議に上申できる日程設定での開催とします。担当副施設長を司会及び書記とし、特養施設の所在地単位の山田地区、高知地区、芸西地区より最大各5名の課長・主任・フロアリーダー等の役職員の参加を得て、指定された日の原則午前中2時間で行います。

3. 地区・拠点・部門の事業計画

◎香美市事業地区 土佐山田町本部事業拠点 事業計画

○2022 年度事業計画

・土佐山田本部事業拠点 本部事業部門

●法人本部

社会福祉法人土佐香美福祉会は持続可能な開発目標(SDGs)を推進しています。

・土佐山田町本部事業拠点 土佐山田町事業部門

●「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館」

特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス好日館は、2022 年度以降も個人の生活スタイルを尊重し、在宅復帰を念頭にした介護サービスを提供していく事業計画を継続します。

* 香美市第8期介護保険事業計画において、「特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス」20床の増床が計画されています。2023 年開設を目途に事業拡大に向けてシミュレーションを開始します。

公益事業である「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん」や併設デイサービスセンター「ウエルデイじんざん」及び既存施設の「デイサービスセンターやまだ」との職員間連携により、ケアハウス入居者の安定的な生活と介護サービスを確保していきます。

〔経営課題として〕

- ・職員配置状況の確認
- ・入居者の介護度状況の検討
- ・受付、事務所機能の検討
- ・給食提供環境の統合整備（フロア単位）
- ・ノーリフティングケアの実践

●「住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん(定員60人：55室)」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざんの居室は、Aタイプ(有効居室面積10㎡前後・1階北室料32,000円8室＝生活保護減免対象室：生活保護者29,000円、2階北室料33,000円8室)：計16室、Eタイプ(有効居室面積13㎡前後・2階南室料43,000円16室)：計16室、Sタイプ(有効居室面積18㎡前後・1階南室料43,000円8室、2階北室料

44,000 円ミニキッチン付 2 名入居可室あり 6 室、2 階南室料ミニキッチン付 46,000 円 8 室) : 計 22 室、Wタイプ(有効居室面積約 33 m²・2 階北室料 66,000 円 1 室) : 計 1 室の計 55 室 60 人定員で運営しています。

〔経営課題として〕

開設以来、ほぼ満室状態で推移します。しかし医療機関入院者の増加による収入減要素の拡大等、安定運営のための入居希望者等のデータ蓄積が必要となります。

- ・ 住宅型有料老人ホームと介護保険利用者のバランス課題
- ・ 夜勤者確保の課題
- ・ 入居部門と通所(デイ)部門のバランス
- ・ 外部サービス提供者入室時の感染症対策課題

●「ウエルデイじんざん通所介護事業所(定員 30 人)」

住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者のうち介護サービスが必要となる方の専用施設となっているが、利用時間の短縮等の課題が浮上している。

〔経営課題として〕

- ・ 入居部門と通所(デイ)部門の職員兼務課題
- ・ 利用定員と利用スペースの課題(コロナ対策で広さが必要。ソーシャルディスタンス)

●「デイサービスセンターやまだ通所介護事業所(定員 38 人)」は、利用時間(5 時間～7 時間)

で、月曜日から土曜日までの営業日も変わりありません。利用率安定策を検討します。

有料老人ホーム及びウエルデイじんざん(定員 30 人)とデイサービスセンターやまだの 3 事業所の混在によるスペース問題がある。(コロナ対策・ソーシャルディスタンス)

〔経営課題として〕

- ・ ケアハウス増床シミュレーション時に新デイサービスセンター建設を同時に行うことを検討する。特に入浴設備の発想転換が必要である。
- ・ コロナ等感染症対策において基準面積では対応できない状況が発生している。(三密対策のため 4 人掛けテーブルに対角 2 人対応が求められている。)
- ・ 感染症対策課題
- ・ 利用定員確保の課題

・ 土佐山田本部事業拠点 秦山町事業部門

●「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘(定員 76 人)」

●「特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所(定員 12 人)」

ユニット型特養ウエルプラザやまだ荘は 1 階に、事務室、厨房、洗濯室、職員更衣室等、2 階は「さくら町」ユニット 12 人・「りゅう町」ユニット 10 人、3 階は「ふらふ町」ユニット 12 人・「あゆ町」ユニット 10 人、4 階は「あじさい町」ユニット 12 人・「もも町」ユニット 10 人、5 階はショートステイ専用の「ゆず町」ユニット 12 人・「さんれい町」10 人の入居者 76 人、ショートステイ 12 人合計 88 人の定員で運営しています。

〔経営課題として〕

ユニット型特養として月次単位の精査を徹底して行っています。満床状態の入居部門の医療機関入院者状況管理を徹底します。特に併設のヘルパーステーションやまだ及びショートステイ部門に注視し、在宅部門の安定した稼働率維持に努めます。

- ・ユニットケアの特性を活かす介護の実践
- ・ノーリフティングケアの充実

「第４回高知家ノーリフティングケアフォーラム」にて最優秀賞を受賞(2022年１月開催)

- ・働きやすい職場環境の構築
- ・在宅関連事業所等との連携推進

●「ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所」

ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所は、一般家庭利用者の減少等が顕著になっており、本年度も同様の傾向が続くと見込まれます。しかし、住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん(定員 60 人：55 室)でのサービス利用者が確保されつつあります。(コロナ感染症・クラスター対策の強化)

〔経営課題として〕

- ・住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん入居者に対する一層のサービス提供強化
- ・感染症対策の徹底
- ・香美市土佐山田町、香北町、物部町の訪問事業課題整理

◎香美市事業地区 土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点 事業計画

○2022 年度事業計画

・土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点 物部町事業部門

* 2022 年 4 月 1 日より、物部町事業部門 4 事業は、土佐山田本部事業拠点の管理下で運営します。

物部地区での新しい事業は予定されていません。物部地区の人口減少がより顕著になっており、社会インフラが衰退しています。

〔経営課題として〕

- ・指定管理を受けている「香美市立高齢者生活福祉センター」〔デイサービス事業・ヘルパー事業・生活支援ハウスこづみ(定員 12 人)〕の業務を更新継続します。(指定管理期限 2023 年 3 月までの 3 年間契約更新締結)

●「デイサービスセンターこづみ通所介護事業所」は小規模事業所運営です。

利用者確保を図り、利用状況下落の防止に努めていますが、収支は大変厳しい状況です。

●「ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所」は、利用者そのものの減少と大変苦戦を強いられており、土佐山田町本部事業所との統合を検討しなければ、事業存続が困難になると考えられます。香美市行政に検討会開催を要請します。(香美市行政、香美香南老人ホーム組合・香美市社会福祉協議会・香美市内社会福祉法人との協議)

●「生活支援ハウスこづみ」は本年度も香美市からの指定管理料収入で運営します。

〔香美市事業地区〕

○中期事業計画(2021 年度～2023 年度)

- ・感染症対策
- ・社会福祉法人における SDGs の取り組み
- ・特養入居者個室化時代へという入居生活環境改善に伴う職員の働き方改革の実現
- ・安定的な経営体質の確立への観点から、ユニット型特養、ケアハウス、有料老人ホーム、

デイサービスセンター、ヘルパーステーションのグループ内連携と地域包括連携推進

- ・ B C P ・ B C M ・ B C M S、災害対策基盤整備を実行・実践します。
- ・ 中堅職員の育成計画(スキルアップ研修・処遇改善等)を実施します。
- ・ 農福連携事業の推進

○長期事業計画(2030 年度まで)

- ・ 社会福祉連携推進法人(社団法人)制度の実践の可能性を探索
- ・ 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現へ体制構築
- ・ 医療施設(病院)と福祉系施設(特養・ケアハウス・老健・グループホーム)のグループ化を計画し、地域の高齢者が安心して暮らせるワンストップサービス法人を目指します。
(地域包括ケアシステムとの連動)
- ・ 施設利用者の介護度の重度化と医療処置(入院治療)増加は同時に発生するため、近隣医療施設との連携強化が必須となります。

◎高知市事業地区 高知市一宮事業拠点(北部日常生活圏域)事業計画

○2022 年度事業計画

- 「特別養護老人ホームウエルプラザ高知(定員 80 人)」
- 「ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所(定員 20 人)」
- 「ウエルデイしなね通所介護事業所(定員 28 人)」

ユニット型特養ウエルプラザ高知は、高知市北部の丘陵地形を利用した建築設計のため、建物構造上地階表記となりますが、南面が外部に明るく開かれた大空間をウエルプラザホールとして法人合同研修等に利用。厨房・職員通用口・駐車場があります。

1 階は、事務室、職員更衣室、デイサービスセンター「ウエルデイしなね」、ショートステイ事業所「高知 1 丁目」ユニット 10 人・「高知 2 丁目」ユニット 10 人。

2 階は、「大津 1 丁目」ユニット 10 人・「大津 2 丁目」ユニット 10 人、「一宮 1 丁目」ユニット 10 人・「一宮 2 丁目」ユニット 10 人。

3 階は「旭 1 丁目」ユニット 10 人・「旭 2 丁目」ユニット 10 人、「朝倉 1 丁目」ユニット 10 人・「朝倉 2 丁目」ユニット 10 人の入居者 80 人、ショートステイ 20 人合計 100 人の定員で運営しています。

〔経営課題として〕

- ・ ウエルプラザ高知は開設当初より満床状況ですが、他の事業拠点と同様に入院による空床が多くなり経営を圧迫しています。また、開設より 11 年経ち各所に修繕を要する状況が発生しています。
- ・ 職員教育を徹底するとともに認知症介護や重度の身体介護に対する専門研修を受講できる機会を引き続き確保します。また、ノーリフティングケア等腰痛対策やメンタル面のフォローを実施します。法人各地区の施設等と連携を取り、より良い人材確保と定着を図っていきます。
- ・ ノーリフティングケアの実践 「第 3 回高知家ノーリフティングケアフォーラム」にて最優秀賞を受賞(2021 年 1 月開催)
- ・ ショートステイ事業(短期入居 20 床)は利用者送迎範囲が広く苦慮することもあります、事故等に十分注意してサービスを提供しています。

稼働率が高い状況ですが、ショートステイ専用ユニットによる全室個室の個人空間を充分にアピールし、高知市に事業所を展開する居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)の協力を今以上にお願いします。

- ・「ウエルデイしなね通所介護事業所」は、定員 28 人に定員削減し効率の良い運営体制に移行しました。2022 年度も、利用者確保に関しては大変厳しいと予想されますが、利用者確保につながる営業活動を実施します。
- ・子ども食堂の開設
ウエルデイしなね通所介護事業所の定員を削減しました余剰スペース(1 階正面玄関より入り喫茶コーナー・パティオ南側)において子ども食堂開設を高知市から許可され、実践しました。

[高知市事業地区]

○中期事業計画(2021 年度～2023 年度)計画

- ・職員の定着・育成計画(教育・研修)をウエルプラザホール主会場にし、本部とともに各地区職員に実施します。
- ・ウエルプラザホールを開放した地域における公益的な取組の実践を図ります。
- ・高知市事業地区における新規事業創設の可能性を研究します。

○長期事業計画(2030 年度まで)

- ・高知市の高齢者施設整備(有料老人ホーム)の推進。障害者事業との複合化を模索し、総合的福祉法人の基礎を構築する。

◎安芸・芸西村事業地区 芸西村事業拠点 事業計画

- ・芸西村事業拠点 芸西村事業部門

●「特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘(定員 80 人)」

●「特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所(定員 8 人)」

●「デイサービスセンター洋寿(定員 35 人)」

●「居宅介護支援事業所洋寿」

安芸郡芸西村の特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘は、全室個室ユニットケア特養(入居 80 床・短期入居 8 床)として地域の利用者の期待に充分応えています。

芸西村海岸線で最も海拔(24m)の高い国道 55 号線沿いに位置し、木造の 2 階建て入居部門「コーラル棟」と「フォレスト棟」と平屋の管理棟の 3 棟が、三角の中庭をめぐる回廊を外側から挟み込むように配置されている。木造の高齢者施設の弱点となる各種の災害等からの避難を容易にするため、2 階建て入居部門 2 棟を 5m 掘り下げ建築することで 2 階入居者は回廊で繋がっている平屋の管理棟と同様の高さとなり、複数の避難ルートを確認できる工夫がある。また三角に配置された建物の外周道路(幅 4m)を整備し、どの棟に居ようと救出できる体制も整えている。国道側の管理棟を含め外部からは大きな平屋造りと見える。

国道に面して平屋の管理棟に、事務室、更衣室、厨房、デイサービスセンター洋寿(定員 35 人)、三角回廊で繋がるフォレスト棟 2 階「馬ノ上 1 丁目」ユニット 12 人・「馬ノ上 2 丁目」ユニット 12 人。回廊経由でコーラル棟 2 階「琴ヶ浜 1 丁目」ユニット 12 人・「琴ヶ浜 2 丁目」ユニット 12 人。2 階 4 ユニット専用の東玄関があり、正面玄関で事務所経由でなくても訪室できる構造である。現在はコロナ感染症対策のため閉鎖中。

階段やエレベーターで 1 階へフォレスト棟 1 階「和食 1 丁目」ユニット 10 人・「和食 2 丁目」ユニット 10 人、コーラル 1 階「西分 1 丁目」ユニット 10 人・「西分 2 丁目」ユニット 10 人。

1 階 4 ユニットにも南玄関があるが、現在コロナ感染症対策のため閉鎖中。

管理棟に併設してステージ用大屋根があり、駐車用と併用したイベントに使用している。

〔経営課題として〕

- ・安芸郡圏域で入居、短期入居、通所利用者の確保が困難な状況になっています。短期入居利用者の広域化とともに送迎の距離・時間ともに大きな課題となっていますが、木造施設の快適さと立地の安全性をアピールして利用率の確保を図ります。
- ・地域住民や利用者家族は施設や職員に対して何事に対しても依存度が高く、施設や職員負担が限界であり、それぞれの役割分担を真剣に話し合い、合意点を模索したいと考えます。
- ・医療機関受診時に看護師が長時間不在となり、施設に残る看護師の負担が大きい事等、入居者への看護サービスの低下が心配されます。施設職員側の意識改革の必要性も感じます。
- ・施設設備(エアコン、塗装等)の塩害による老朽化が顕著であるため、設備の更新を計画します。
- ・入所事業(入居 80 床)は、安芸郡内における待機者等が減少している状況で、香南市南国市に依存している状況です。
- ・ユニット単位での洋寿荘独特の食事調理や提供方法、入浴設備等に改善の必要性があるので取り組みます。
- ・ノーリフティングケアをより一層推進します。
- ・ショートステイ事業(短期入居 8 床)の利用率は順調に推移してきましたが、本来のショートステイ居室運用だけでなく入院や退所による空床利用を多用している傾向にあり、退所者居室の入居を迅速に行うことにより安定した経営を目指します。(コロナ禍の影響が大)
- ・「デイサービスセンター洋寿」は、定員 35 人タイプで運用し順調に推移してきましたが、利用者の減少傾向にも注視します。また、懸案である浴場の増築移転と利用者トイレの増設を行い、サービスの向上を図ります。
- ・「居宅介護支援事業所洋寿」の 1 人のケアマネジャーでは支援できる利用者員数に余裕はありませんが、増員できても利用者獲得及び収支面で課題がでてきます。

○2022 年度事業計画

2022 年度には、手狭であるデイサービスセンターの浴室・脱衣室を三角回廊の中庭に増築移転し、従来のデイサービスセンター内を一部改装し介助用トイレ等を増設する事業を行い、利用者の利便性と職員のサービス効率改善を図ります。

〔安芸・芸西村事業地区〕

○中期事業計画(2021 年度～2023 年度)

- ・高知県東部の人口減少が顕著になってきており、第 8 期介護保険事業計画を達成するための中堅人材不足、働き手不足が最重要課題となっています。
- ・法人のグループである株式会社アオイコーポレーション 高知セントラルキッチン給食製

造部門及び株式会社ワークチャンス 障害者就労継続事業部門との連携を強化した事業の創設を図ります。

- ・芸西村事業地区に所有する法人未利用地の有効活用を検討します。

○長期事業計画(2030 年度まで)

- ・東部地域の高齢者が安心して暮らすことのできるワンストップサービス法人を目指します。
【芸西村及び香南市近隣開発計画及び地域包括ケアシステムの動向を見守ります。】

4. 介護保険事業及びその他の事業の内容

介護保険事業として認可を受けている事業は以下の通りです。

《香美市事業地区 土佐山田町本部事業拠点》

香美市土佐山田町 550 番 2

●法人本部事務所

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| (1) ケアハウス好日館 (特定施設入居者生活護) | 定員 50 名 |
| (2) デイサービスセンターやまだ通所介護事業所 | 通常規模型 1 日定員 38 名 |
| (3) 住宅型有料老人ホーム ウェルリブじんざん (公益事業) | 定員 60 名 |
| (4) ウェルデイじんざん通所介護事業所 | 通常規模型 1 日定員 30 名 |
| 香美市土佐山田町秦山町 3 丁目 4 番 20 号 | |
| (5) 特別養護老人ホーム ウェルプラザやまだ荘 | 定員 76 名 |
| (6) 特別養護老人ホーム ウェルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所 | 定員 12 名 |
| (7) ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所 | |

《香美市事業地区 土佐山田本部事業拠点 付属 物部町事業拠点》

香美市物部町大柵 898 番地 1

香美市立高齢者生活福祉センターこづみ

- | | |
|---------------------------------|-----------------|
| (8) デイサービスセンターこづみ通所介護事業所 | 小規模型 1 日定員 15 名 |
| (9) ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所 | |
| 【10】生活支援ハウスこづみ(当該事業は介護保険事業ではない) | 入所定員 12 名 |

《高知市事業地区 高知市一宮事業拠点(北部圏域)》

高知市一宮しなね 2 丁目 15 番 19 号

- | | |
|---|------------------|
| (11) 特別養護老人ホーム ウェルプラザ高知 | 定員 80 名 |
| (12) 特別養護老人ホーム ウェルプラザ高知 併設
ウェルショートしなね短期入所生活介護事業所 | 定員 20 名 |
| (13) ウェルデイしなね通所介護事業所 | 通常規模型 1 日定員 28 名 |

《安芸・芸西村事業地区 芸西村事業拠点》

安芸郡芸西村西分乙 297 番

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| (14) 特別養護老人ホーム ウェルプラザ洋寿荘 | 定員 80 名 |
| (15) 特別養護老人ホーム ウェルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所 | 定員 8 名 |

(16) デイサービスセンター洋寿

通常規模型 1 日定員 35 名

(17) 居宅介護支援事業所 洋寿

5. 施設における業務計画

専門委員会

介護保険法等での法定委員会として、身体的拘束適正化検討委員会、虐待防止対策検討委員会、事故防止・安全対策委員会、感染対策委員会、衛生委員会、給食委員会、褥瘡予防対策委員会の 7 委員会、また運営委員会とし、業務運営委員会、防災対策委員会、教育委員会・リーダー会、ノーリフティングケア委員会、サービス・排泄ケア適正化委員会、行事・広報委員会の 6 委員会を設置し運営する。

法定委員会

《身体的拘束適正化検討委員会》

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する。

身体拘束等は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。入居者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等の適正化に向けたケアの実施に努める。

- ・定期的な教育、研修(年 2 回)の実施
- ・新任者に対する身体的拘束等の適正化研修の実施
- ・その他必要な教育、研修の随時実施

《虐待防止対策検討委員会》

虐待防止推進担当者を主として、施設における虐待の防止のための対策を検討する。

高齢者介護サービスにおける、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から必要な体制の整備を行う。また、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

《事故防止・安全対策委員会》

介護事故発生の防止及び再発防止のための検討及び対策を講じ、組織的に安全対策を実施する。また、安全対策担当者を設置する。

入居者の安全、安心、快適な生活が送れるよう資質向上に努め、同事故、類似事故の再発防止の為、発生原因を分析し多職種の視点から改善策を立案、講じるとともに、その効果についての評価を行い周知徹底する。また、職員研修等において介護事故の防止に努め安全管理の徹底を行う。

(ヒヤリハット報告・事故報告)

ヒヤリハット報告とは、介護現場でヒヤリとした、ハットした瞬間の内容を大きな事故とにならないように、事故報告を行うことにより類似事故を起こさないよう、他フロア及び全職員に事故防止、事故予防に対する意識を周知徹底するとともに、業務に取り組むよう教育、指導を行うことで、「気づきができる」職員育成に取り組む。

《感染対策委員会》

施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する。

入居者の健康を維持するため感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、コロナウイルス、疥癬等）や食中毒等の予防及びまん延の防止に努め、法人全体の感染動向にも注視して現状に合った予防対策及びその対応を検討し実行する。また、定期的または必要に応じて職員への施設内外またフロア単位での研修を行い、必要な知識や対応を周知するとともに衛生管理の徹底や衛生的ケアを励行する。

《衛生委員会》

労働安全衛生法第 18 条の規定に基づき職員の健康障害の防止並びに健康保持増進を図る。

職員の健康障害を防止するため、心身の健康保持増進を図るとともに労働災害、メンタルヘルス、腰痛を防止するため検討・協議を行う。また、施設委員会である「ノーリフティングケア委員会」とも連携し、腰痛予防に努める。

《給食委員会》

入居者が、安全に美味しく食事摂取して頂くために、「食事」に関わる全般について協議する場として、各部署からの意見及び要望を取り入れながら「より良い食事提供」について検討する。

- ・行事食及び食事に関する事項
- ・ヒヤリ、ハット報告とその後の対応、及びその他の要望等
- ・利用者状況
- ・給食実施状況

《褥瘡予防対策委員会》

施設において施設内褥瘡予防対策を協議、検討を行い、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うための体制を整備し、効率的な推進を図る。

委員会で褥瘡予防対策に関するあらゆる事項を検討の上、その結果を法人グループ合同委員会に報告し、さらに検討を重ねて褥瘡対策に役立つよう努める。

運営委員会

《業務運営委員会》

業務計画遂行状況の検証と各委員会の提案事項等確認・検証するとともに職場環境充実のため開催する。

健全な事業運営をするため各事業所の主任以上を中心に参加し、各事業所の課題の検討、各事業所、各課また各委員会からの報告、資金収支、次月行事予定について情報を共有すると共に検討及び決定する。

《防災対策委員会》

近い将来高い確率で発生するといわれている南海トラフ沖大地震をはじめとし、効果的な非常災害対策を進める。また、避難訓練等地域との連携に努める。

南海トラフ巨大地震をはじめとする災害が発生したときに施設が適切な対応を行うためには、あ

らかじめ施設の置かれている状況（立地、設備等）を把握し、その課題及び優先度、緊急度を分析したうえで防災備品等の質・量も考慮し充実するよう図り防災対策を講じておく必要がある。また、職員一人ひとりが災害時に適切に判断し行動を行うことができるよう、防災マニュアル、各訓練、勉強会の企画立案をはじめとし施設としての防災対策を推進する。

《教育委員会、リーダー会》

入居者、職員の状況について情報共有を行い課題の検討を行う。また、職員のスキルの向上やより良い利用者対応、職員育成、チーム作りに向けて、施設内、外の研修に関しての参加者の検討を行う。

入居者にとって安全で安心できる生活を提供するため、職員のスキルアップ並びに労務管理等について、年間業務計画に基づき業務の課題等の検討、改善、各フロア間の情報、認識の統一を図るとともに、職員育成計画等について次の項目を主として検討を行う。

- ・職員、フロア状況の現状と課題、取組について
 - ・労務管理等について
 - ・施設内外研修について
 - ・実習、行事予定等
 - ・マニュアルの見直し
- （職員育成計画等）

（１）本部研修

新規採用者は本部研修として研修を受け、法人の方向性や技術力の統一を図る。

また、中途採用者は、配属施設の各部署の責任者により研修を行い、社会福祉法人の職員としての基礎知識を学ぶ。

（新規採用時研修内容）

- ①法人概要・職員心得
- ②就業規則・高齢者、職員の人権について
- ③高齢者の特徴（疾病・褥瘡・認知症について）
- ④高齢者施設の感染症について
- ⑤緊急時の対応、終末期ケア
- ⑥高齢者の特徴・接遇マナー
- ⑦高齢者と食事（栄養・嚥下・誤嚥・食中毒）
- ⑧利用者との契約・個人情報保護法
- ⑨高齢者虐待防止法・身体拘束等廃止について
- ⑩リスクマネジメント
- ⑪介護過程（ケアプラン）
- ⑫基本介護技術（エビデンス）
- ⑬各種事務手続き及び就業規定等について

（２）施設内法定研修及び基礎研修

職員に対し法定、また社会福祉法人の職員としての基礎知識を学ぶ。業務内容の把握や改善、介護技術の向上等を研修目的とし、様々な部署により実施される。

(令和4年度施設内年間研修計画)

令和4年4月	令和4年度事業計画について(改定後の強化部門) 人権についての研修
5月	ユニットケアについての研修
6月	【法定】感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・感染症の 業務継続計画に係る研修・訓練(第1回) 【法定】地震・火災防災訓練、災害の事業継続計画に係る研修・訓練(第1回: 日中想定)
7月	看取り介護に関する研修 ノーリフティングケア研修
8月	【法定】高齢者虐待防止法・身体的拘束等適正化に関する研修(第1回) 認知症についての研修
9月	【法定】事故発生の防止のための研修(第1回)
10月	【法定】地震・火災防災訓練、災害の事業継続計画に係る研修・訓練(第2回: 夜間想定) 【法定】褥瘡予防及び褥瘡対策に係る研修
11月	【法定】感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修・感染症の 業務継続計画に係る研修・訓練(第2回)
12月	【法定】高齢者虐待防止法・身体的拘束等適正化に関する研修(第2回)
令和5年1月	ノーリフティングケア研修
2月	【法定】火災・地震・風水害対応訓練(第3回:総合)
3月	【法定】事故発生の防止のための研修(第2回)

(3)施設外研修

施設外研修等に参加することにより、様々な技法や情報を収集し、スキルアップへと繋げる。
また、研修に参加した職員だけではなく施設全体のスキルアップを図るため、伝達講習を行い
業務に反映させていく。同法人の他施設とも連絡を取り合い、情報の共有や合同研修などを
実施する。

《ノーリフティングケア委員会》

介護する側・される側双方において安全で安心な、持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケ
アを協議・推進する。

施設全職員の働きやすい環境を労働安全衛生に従い整備し、委員会で検討、改善する。

- (1)施設内で、自ら働く環境に全職員が目を向け、リスクや身体及び精神負担箇所の芽を、事前
に摘むことができるように検討する。
- (2)入居者の健康を維持するため、委員会内で機器や用具の使用状況や導入の検討を進める。
- (3)施設内・外部研修参加の計画立案を行い、フロアでの業務マネジメントにつなぐことができ
るようにしていく。また外部研修についてはオンラインも積極的に活用する。
- (4)週1回のミニ研修の内容検討や職員からの意見を吸い上げ、全ての職員が現場で活用でき
る技術として浸透させる。
- (5)利用者が福祉用具を使用する際、ノーリフティングケアの内容をご家族に説明する。
- (6)各フロアでの入浴ケアを職員の身体負担なく行うために、入浴ケアの完全ノーリフティング化
を目指し環境を整える。

《サービス・排泄ケア適正化委員会》

入居者に「安心して快適な生活」を送って頂き、また家族にも満足して頂ける施設サービスが提供できるよう、日々の業務の検討や改善を提案し、施設サービスや職員の質の向上を目指す。入居者にとって豊かで安心して暮らせる環境を整備していくなかで、施設の安全管理、必要備品の検討などを行い、安全面、環境面への配慮を行う。

(1)希望、相談、苦情

家族、入居者からの希望や相談については、職員一人で自己判断せず、上司に指示を仰ぎ対応する。その内容については、各フロア、委員会で話し合い、把握、周知徹底とともに介護相談員からの情報提供も取り入れ、サービスの質の向上に努める。また、苦情については受付担当者の相談課と密に情報の共有を行い、改善策を検討するとともに、意見箱を事務所に設置し改善に努める。

(2)衛生環境チェックについて

入居者が安全で安心できる生活を送れるよう、施設内の共有スペース、居室の備品等について、定期的チェックを行い、必要に応じて修理、購入を依頼する。

なお、定期的チェックでは、非常災害時の視点も合わせた確認を行っていく。

快適に過ごすことが出来るよう、入居者、家族の視点で職員一人ひとりが環境整備に対する意識を持つよう努める。

(3)サービス向上について

決められた議題について話し合うのではなく、不適切なケアはないか、職員が働きやすい職場環境について等、委員会内で現状や課題について意見交換を行う。

施設内で施設目標を設定し、各フロア・委員会内で評価を行い、サービスの質の向上に繋げていく。

(4)おむつについて

コスト面だけでなく品質や使用目的に合った商品管理を行う。

フロア内や他部署、業者との情報交換を行い、おむつに関する使用方法などを学び、職員の知識と技術向上に努める。

試供品等は積極的に試用し、品質評価を行い新商品の導入の検討を行う。また、入居者の状態や状況に合ったおむつを検討し質の良いおむつを提供するよう努める。

《行事・広報委員会》

施設内外での年間行事を通して四季を感じて頂けるような計画を立案し、レクリエーションやクラブ活動の充実を図ることで利用者の QOL の向上を図ることを目的とする。

家族、地域に対して開かれた施設づくりを進める。

(行事)

外出行事に関してはユニット毎での計画が困難なため、フロアでの取り組みとする。寒い時期は、施設内での行事等を中心に対応する。

外出行事計画の際は、天候不良やその他の理由で中止になった場合に施設内での行事が行えるよう、代替計画書の作成もしておく。また、参加して頂く入居者は家族に許可を取り家族の意向を確認する。

(令和4年度行事予定表)

実施月	行 事 名
令和4年4月	ユニット行事
5月	ユニット行事
6月	ユニット行事
7月	流しそうめん
8月	夏祭り・花火大会
9月	敬老会
10月	ユニット行事
11月	運動会
12月	クリスマス会・餅つき
令和5年1月	ユニット行事
2月	節分行事
3月	ひな祭り
毎月	誕生日会(基本的に該当者の誕生日、もしくは誕生日月に実施)

(広報)

入居者のQOL向上のため、四季を通じた施設内環境の整備や年間行事の取り組みについて、壁面装飾やポスター等を作成し周知を図る。

ホームページや機関誌で年間行事等に対する取り組みを利用者、家族、地域に対してアピールを行うことにより、開かれた施設づくりを進めることを目的とする。

(1) 機関紙(しあわせの木)

令和4年度も引き続き、季節ごとに各事業所の行事や特色を活かした内容の機関紙を年3回発行する。

(2) 壁面装飾

広報委員が中心となり、クラブ活動やレクリエーションで作成した作品や行事の写真を中心に四季折々の装飾を行い、入居者の日常生活に落ち着きのあるゆったりとした「和み」また、活気のある「動」の空間を提供できるよう心掛ける。

(3) 掲示物・ポスター作り

感染予防対策等を掲示し、入居者また家族、職員への感染予防の喚起を図る。

(4) 写真

行事等の写真撮影を行い、記録として残す。ショートステイ利用者に関しては本人、家族の了承のもと必要に応じて全身、顔写真を記録として保管する。

人権啓発への取り組みについて

当法人における人権啓発推進への取り組みについては、「香美市企業等人権啓発連絡会」のメンバーとしての活動を中心に、同和問題、高齢者問題、障害者問題、セクシャルハラスメント、男女差別問題等あらゆる人権問題について積極的に取り組み、研修を続けていく。各事業地域で開催される人権啓発活動や高知県人権啓発センター活動に積極的に参加し、人権啓発研修リーダーを中心に各事業所単位で創意工夫しながら啓蒙活動を行っていく。

また、医療法人土佐楠目会とより一層の連携をとり、楠目会グループ全体を総括した、医療福祉施設における人権啓発への取り組みを強化し、各自の人権意識の高揚を図っていく。

具体的には

- (1) 公正採用選考に務め、新人教育時に人権啓発講座を実施する。
- (2) 毎週 1 回開催している職員全体朝礼時、人権啓発に関するテーマについて唱和を行う。
- (3) 各団体が開催する人権啓発研修会に積極的にグループ内から参加していく。
- (4) 楠目会グループ集合研修の時期を検討して開催する。(2 回程度、講師…外部講師)
- (5) 高知県人権啓発センター主催の令和 4 年度人権啓発研修リーダー養成講座にグループから管理・監督職員を派遣する。

介護相談員制度について

第三者による介護相談員制度を実施。2 名体制で毎月 1 回訪問していただき、入居者また家族と直接面談して意見相談等の活動をお願いしていく。(現在はコロナウイルス感染症対策のため実施していない)

また、苦情や相談に対しては、意見箱や施設内掲示板や広報誌等に対応方法等の開示を進める。

防災対策について

介護保険施設などについては、入居者の多くは自力避難困難な方であることから、施設の防火安全対策の強化に努めるとともに、「高知県社会福祉施設防災対策指針」に基づいた施設防災対策マニュアルにより、火災、地震、風水害を想定した定期の防災訓練を通じて、職員の避難行動などの習得・向上や防災意識の高揚を図る。定期訓練として発生時刻を日中、夜間を想定し安全な場所へ避難、救出する訓練や机上訓練など年 3 回以上実施し、有事の際には迅速かつ適切に行動できるよう行う。また、災害に備えた備蓄食品・対策用品も現在の品数、数量など定期的に見直しを行う。それらを併せ BCP(事業継続計画)を充実させる。特に新規採用職員については、訓練をはじめとした防災教育の徹底とともに、施設全体の防災意識高揚を図る観点から、甲種防火管理者資格取得を推進する。

南海トラフ巨大地震に備えた訓練を、消防署また関係機関等と連携を密に行う。また、心肺停止などの緊急時に対応できるよう、応急手当の基礎知識、胸骨圧迫と人工呼吸、AEDを使用した心肺蘇生法等を習得するために、普通救命講習を消防署の指導のもと年 1 回行う。普通救命講習については、施設内年間研修計画として立案し、計画的に実施していく。(現在はコロナウイルス感染症対策のため実施していない)

香美市 土佐山田地区 概 要

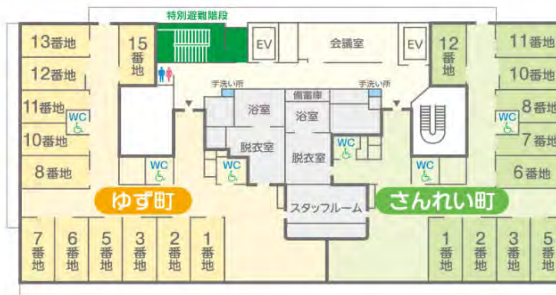
- ・ 特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘
- ・ 特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所
- ・ ヘルパーステーションやまだ 訪問介護事業所



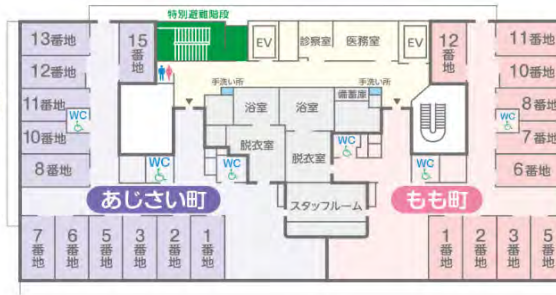
社会福祉法人 土佐香美福祉会

特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘平面図

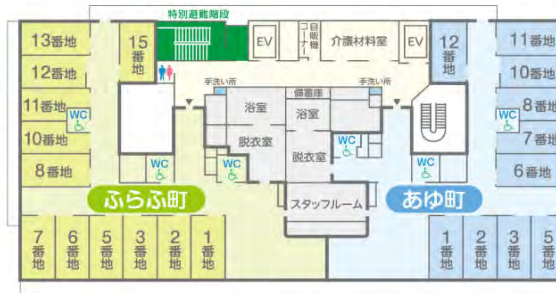
5F



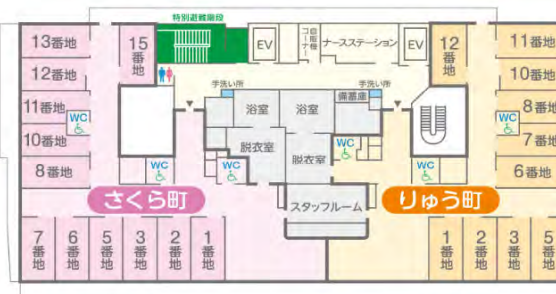
4F



3F



2F



1F



●特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘（全室個室7ユニットケア）
 ●特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘短期入所生活介護事業所（全室個室1ユニットケア）

施設方針

- ①職員は、常に社会福祉施設職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が施設内や地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援します。
- ②介護の基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活及びプライバシーの保たれた住環境を提供するよう努めます。
- ③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送れるように援助をし、他社との交流や五感にふれる音やリズム感のある日常が送れるよう共同生活室での生活を中心に支援します。
- ④利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活してもらうため四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。
- ⑤疾病をもつ利用者に対しては、協力医療機関と連絡しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期していきます。
- ⑥食事は、栄養ケアマネジメントに基づき個別栄養管理を行い、各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮します。
- ⑦「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないノーリフティングケア」を実践することで、入居者の二次災害防止と職員の腰痛予防に努めます。
- ⑧時間から時間へと追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。
- ⑨利用率を確保するため、さらに居宅介護支援事業所や関係機関との連携を密にしていきます。
- ⑩利用者の個々に応じた適切な援助と契約者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い契約者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され地域に根ざし地域とともに歩む、開かれた明るい施設づくりに努めます。

◆施設の内容

施設の種類別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上いちじらしい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名 称	特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘
施設所在地	高知県香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号 〒782-0038
施設管理者	施設長 三谷 平通
T E L 番 号	0887-52-3223
F A X 番 号	0887-52-3220
メールアドレス	yamada@welplaza.or.jp
開設年月日	平成11年4月1日（1999年）
入所定員	76人 短期入所生活介護12人 合計88人
建物構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 6階建
延床面積	4,099.72㎡
敷地面積	2,003.57㎡

◆居室数

	ユニット名	全室個室	計
4フロア	り ゆ う 町	10室	22室
	さ く ら 町	12室	
	あ ゆ 町	10室	22室
	ふ ら ふ 町	12室	
	も も 町	10室	22室
	あ じ さ い 町	12室	
	さ ん れ い 町	10室	22室
	ゆ ず 町	12室（短期入所）	
計	8ユニット	88室	88室

◆職員体制

令和4年4月1日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備 考
施 設 長	1		1	
副 施 設 長		(1)	(1)	(看護職員兼務)
事 務 員		1	1	
生 活 相 談 員	1	2	3	(介護支援専門員兼務)
介護支援専門員	(1)	(2)	(3)	(生活相談員兼務)
介 護 職 員	19	26	45	
介 護 助 手		4	4	
看 護 職 員	1	5	6	
機能訓練指導員	1		1	
管 理 栄 養 士		1	1	
用 務 員	1		1	
現 業 員	1	1	2	
医師（非常勤）	1		1	(内科1名)
給 食 職 員				(委 託)
合 計	26	40	66	



バルーンアートでプードルを作ってみました



桜満開・笑顔満開

◆利用者状況

令和4年4月1日現在

入居者数	全 体	76名
	2 階	22名
	3 階	22名
	4 階	22名
	5 階	10名
平均年齢	全 体 (76名)	89歳
	男 性 (11名)	87歳
	女 性 (65名)	90歳
最高年齢	男 性	99歳
	女 性	104歳
最低年齢	男 性	73歳
	女 性	66歳
利用者負担額段階	第1段階	0名
	第2段階	12名
	第3段階①	6名
	第3段階②	17名
	第4段階	41名

※利用者負担額段階

第1段階 : 世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方

生活保護等を受給されている方

かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下

第2段階 : 世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額(非課税年金含む)＋その他の合計所得金額が年間80万円以下の方

かつ、預貯金等が単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下

第3段階① : 世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額(非課税年金含む)＋その他の合計所得金額が年間80万円超120万円以下の方

かつ、預貯金等が単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下

第3段階② : 世帯全員(別世帯配偶者を含む)が市区町村民税非課税で公的年金等収入金額(非課税年金含む)＋その他の合計所得金額が年間120万円超の方

かつ、預貯金等が単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下

第4段階 : 上記以外の方



お正月のお餅つき



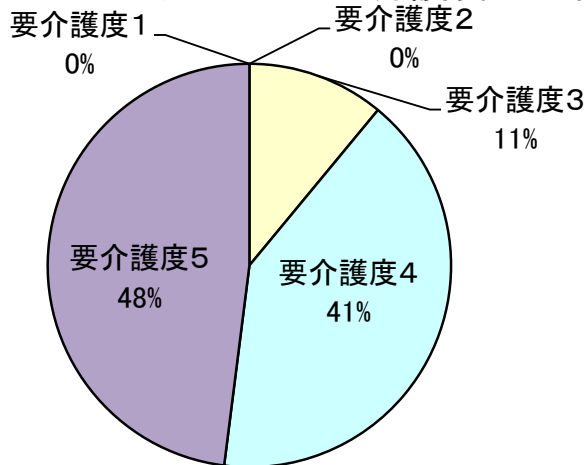
鬼退治のあとは仲良くパシャリ

<要介護度>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
要介護度1	0	0%	0	0	0	0
要介護度2	0	0%	0	0	0	0
要介護度3	8	11%	4	1	1	2
要介護度4	31	41%	7	9	10	5
要介護度5	37	48%	11	12	11	3
平均要介護度	4.38	-	4.32	4.50	4.45	4.10

<ウエルプラザやまだ荘介護度別入居者構成>



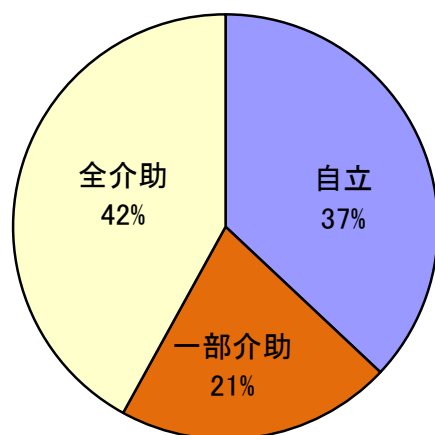
- 要介護度1
- 要介護度2
- 要介護度3
- 要介護度4
- 要介護度5

<食 事>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
自立	28	37%	6	6	10	6
一部介助	16	21%	9	4	2	1
全介助	32	42%	7	12	10	3

<ウエルプラザやまだ荘食事別入居者構成>



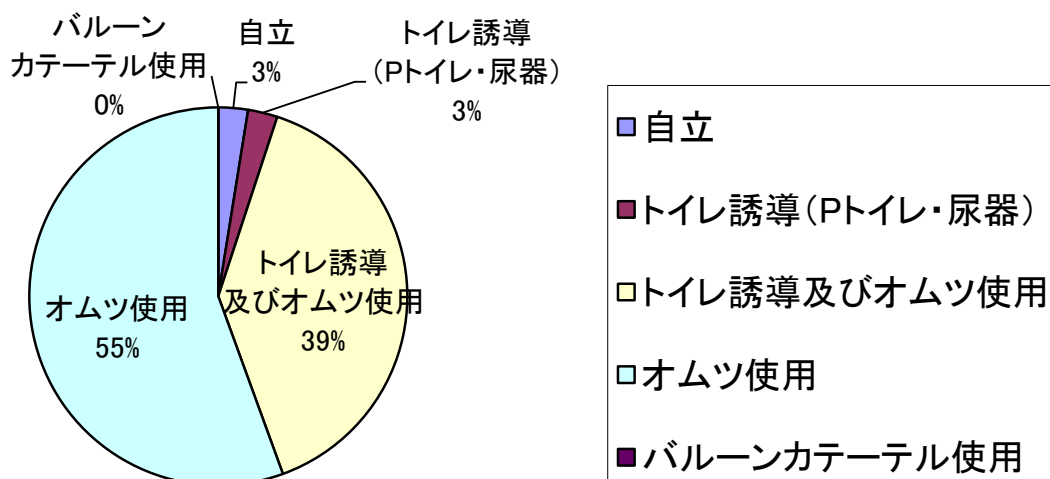
- 自立
- 一部介助
- 全介助

<排 泄>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
自立	2	3%	1	0	0	1
トイレ誘導 (Pトイレ・尿器)	2	3%	1	1	0	0
トイレ誘導及びオムツ使用	30	39%	6	8	11	5
オムツ使用	42	55%	14	13	11	4
バルーンカテーテル使用	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザやまだ荘排泄別入居者構成>

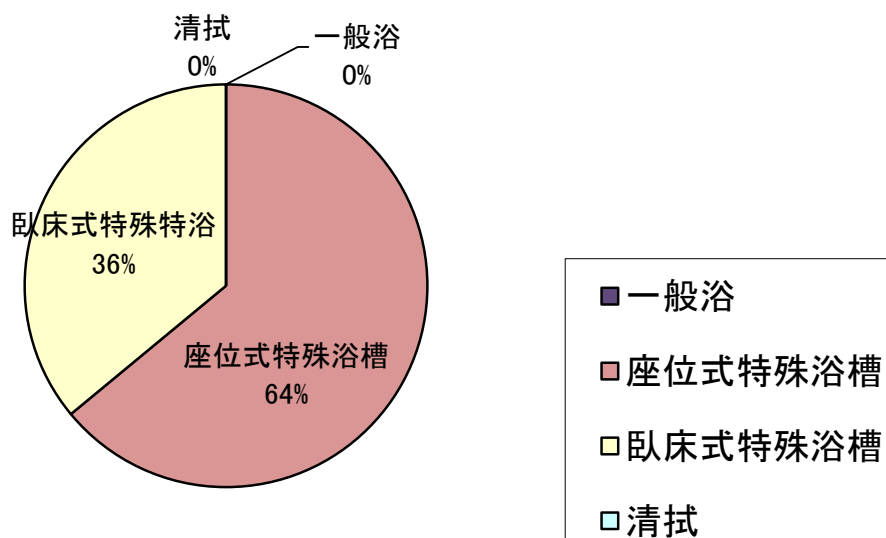


<入 浴>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
一般浴	0	0%	0	0	0	0
座位式特殊浴槽	49	64%	8	22	9	10
臥床式特殊浴槽	27	36%	14	0	13	0
清拭	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザやまだ荘入浴別入居者構成>

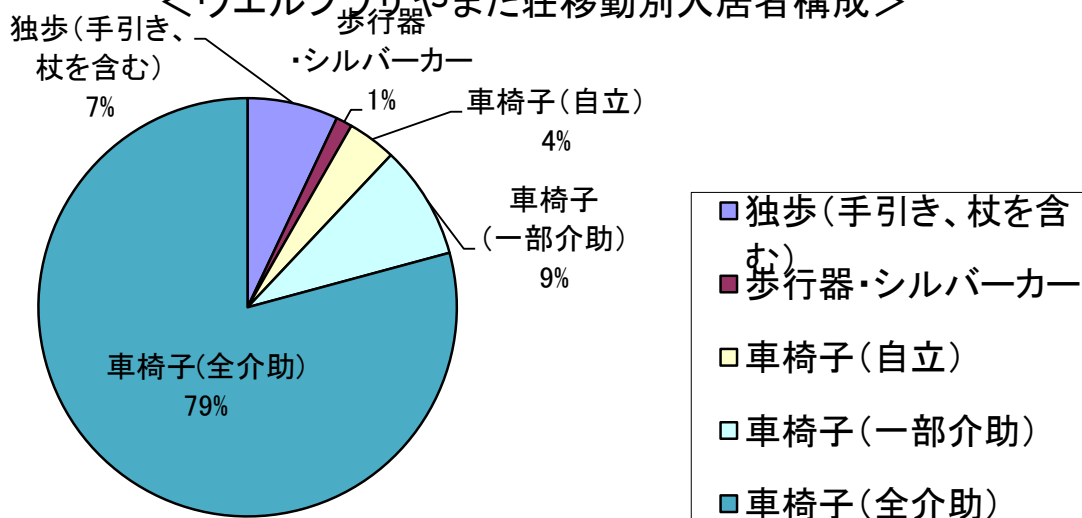


<移 動>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
独歩（手引き、杖を含む）	5	7%	4	0	1	0
歩行器・シルバーカー	1	1%	0	0	1	0
車椅子（自立）	3	4%	0	0	1	2
車椅子（一部介助）	7	9%	3	3	0	1
車椅子（全介助）	60	79%	15	19	19	7

<ウエルプラザやまだ荘移動別入居者構成>

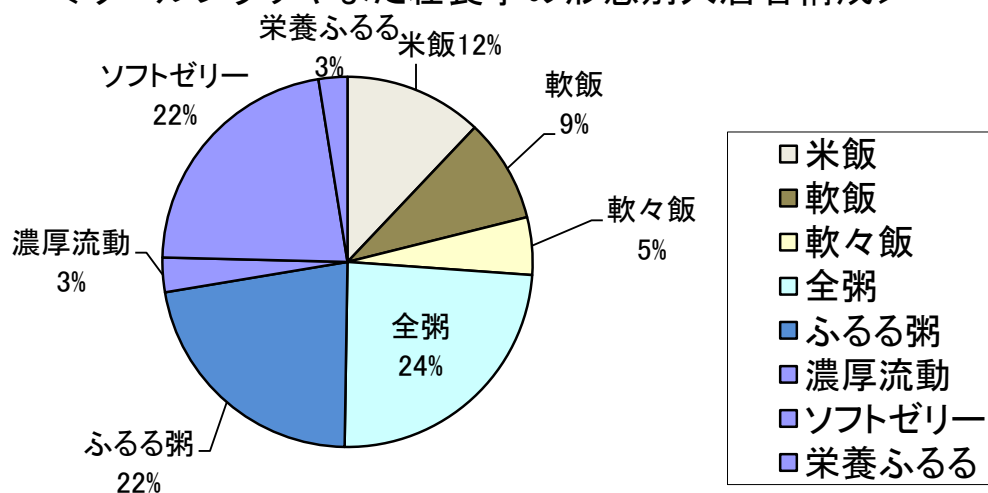


<食事の形態>

令和4年4月1日現在

	全 体 (76名)	(比 率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
米飯	9	12%	3	1	4	1
軟飯	7	9%	1	3	1	2
軟々飯	4	5%	1	0	1	2
全粥	18	24%	10	3	4	1
ふるる粥	17	22%	3	8	6	0
濃厚流動	2	3%	0	1	0	1
ソフトゼリー	17	22%	4	5	5	3
栄養ふるる	2	3%	0	1	1	0

<ウエルプラザやまだ荘食事の形態別入居者構成>

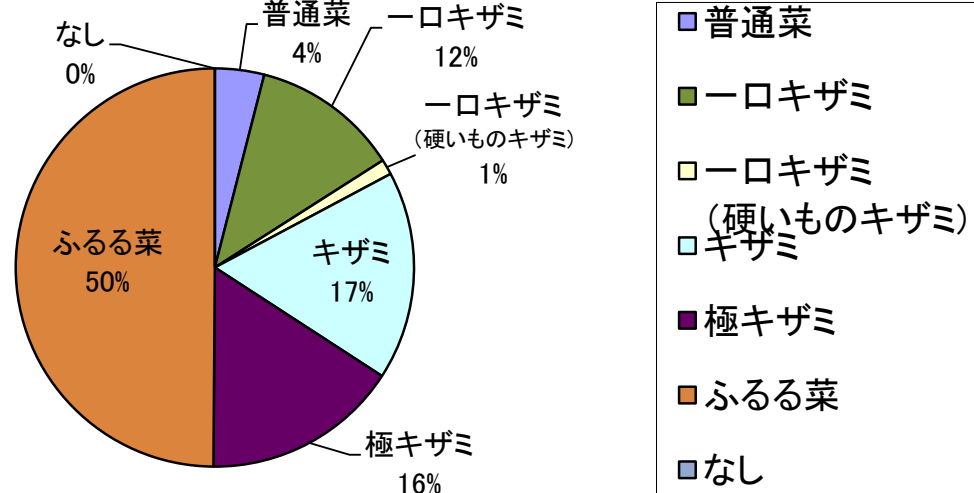


<副菜の形態>

令和4年4月1日現在

	全体(76名)	(比率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
普通菜	3	4%	1	1	0	1
一口キザミ	9	12%	3	1	4	1
一口キザミ (硬いものキザミ)	1	1%	0	0	0	1
キザミ	13	17%	6	2	3	2
極キザミ	12	16%	5	3	3	1
ふるる菜	38	50%	7	15	12	4
なし	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザやまだ荘副菜の形態別入居者構成>

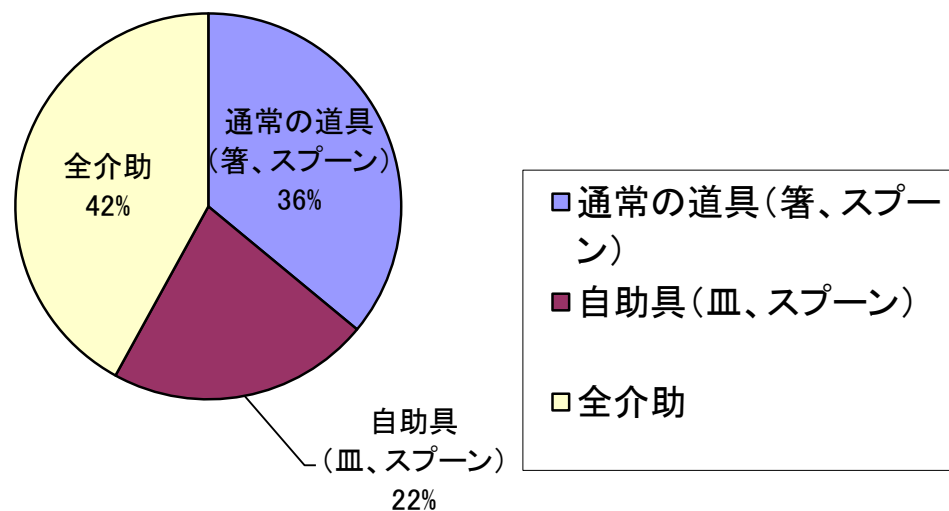


<自助具の利用>

令和4年4月1日現在

	全体(76名)	(比率)	2階 (22名)	3階 (22名)	4階 (22名)	5階 (10名)
通常の道具(箸、スプーン)	27	36%	10	5	7	5
自助具(皿、スプーン)	17	22%	5	5	5	2
全介助	32	42%	7	12	10	3

<ウエルプラザやまだ荘自助具別入居者構成>



☆自助具…自分で食べられるように、工夫されて作られた食器道具
☆介助具…介助しやすいように工夫されて作られた道具

●ヘルパーステーションやまだ 訪問介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防ケアマネジメント計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り、要介護状態となることを予防します。

営業日及び営業時間

受付対応日及び時間 月曜日から金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後5時30分
訪問日及び訪問時間 月曜日から日曜日（祝日含む） 午前6時00分～午後10時00分
※年末年始（12/31～1/3）は休業

通常の事業の実施地域

香美市、香南市、南国市
但し、日常生活支援総合事業は香美市のみ

提供するサービスの内容

①身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭・洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬介助・確認等

②生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、整理整頓等

職員体制

令和4年4月1日現在

職 種	人 数	人 数（名）		計（名）
		常 勤	非 常 勤	
管 理 者 兼 サービス提供責任者		1		1
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 兼 訪 問 介 護 員		2		2
訪 問 介 護 員		2	12	14
（ 介 護 福 祉 士 ）		（ 5 ）	（ 10 ）	（ 15 ）
（ 実 務 者 研 修 ）			（ 1 ）	（ 1 ）
（ 2 級 ヘ ル パ ー ）			（ 1 ）	（ 1 ）
合 計		5	12	17

利 用 料 金 （介護報酬額の一割分）

<訪問介護費>

（１）身体介護

所要時間 20 分未満	1 6 7 円/回
所要時間 20 分以上 30 分未満	2 5 0 円/回
所要時間 30 分以上 1 時間未満	3 9 6 円/回
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	5 7 9 円/回
30 分増すごとに	8 4 円/回

（注）2 名派遣の場合は、上記の金額 × 2

（２）生活援助が中心である場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	1 8 3 円/回
所要時間 45 分以上	2 2 5 円/回

（注）2 名派遣の場合は、上記の金額 × 2

※早朝・夜間の場合

早朝 午前 6：00～午前 8：00

夜間 午後 6：00～午後 10：00

上記の時間帯に派遣した場合は、上記金額に 25% 加算

（注）2 名派遣の場合は、上記の金額 × 2

<介護予防・日常生活支援総合事業費>

介護予防ケアマネジメント計画等において

週 1 回程度の利用が必要な場合	1, 1 7 6 円/月
週 2 回程度の利用が必要な場合	2, 3 4 9 円/月
週 2 回を超える利用が必要な場合	3, 7 2 7 円/月

<加 算>

（１）初回加算：サービス提供責任者が初回訪問実施または同行訪問
200 円/月

（２）緊急時訪問介護加算：緊急要請でケアマネジャーと連携してサービス計画外の訪問を実施
100 円/回（介護給付のみ）

（３）介護職員処遇改善加算Ⅰ：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に 13.7% 加算

（４）介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けた指定訪問介護事業所が利用者に対し訪問介護を行った場合には、所定単位に 4.2% 加算

<減 算>

（１）訪問介護同一建物減算 1：同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合には、所定単位の 10% 減算

月別利用実績

＜営業日＞ 月曜日～日曜日（祝日含む）

	介護給付					総合事業	
	身体介護		生活援助		登録者	稼働時間	登録者
	昼間	夜間早朝	昼間	夜間早朝			
令和3年 4月	215.0H	61.5H	300.3H	0H	66件	26.7H	4件
5月	239.5H	63.3H	322.7H	0H	69件	26.7H	5件
6月	229.5H	61.5H	307.8H	0H	66件	37.7H	6件
7月	223.0H	63.3H	309.8H	0H	68件	45.7H	7件
8月	220.0H	63.3H	328.5H	0H	69件	42.7H	7件
9月	228.0H	61.5H	298.2H	0H	65件	57.7H	8件
10月	220.0H	63.3H	293.3H	0.5H	64件	62.0H	9件
11月	206.5H	61.5H	290.8H	1.0H	61件	60.0H	9件
12月	251.5H	61.5H	299.7H	1.0H	63件	62.3H	9件
令和4年 1月	180.5H	57.3H	261.8H	1.0H	60件	46.3H	8件
2月	166.5H	57.3H	282.0H	0H	61件	48.7H	8件
3月	198.5H	63.3H	297.5H	0H	62件	55.0H	10件



洗濯物をきれいに干します



一緒にお買物・歩いて帰宅

香美市 土佐山田地区 概 要

- ・ 特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス好日館



社会福祉法人 土佐香美福祉会

●特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス好日館

施設方針

- ①職員は、常に社会福祉施設職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が施設内や地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援します。
- ②介護の基本は、利用者の人権尊重であり、人権を守り健全で安らかな生活と、プライバシーの保たれた住環境を提供するよう努めます。
- ③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送れるように援助します。
- ④利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活してもらうため四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。
- ⑤疾病をもつ利用者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期していきます。
- ⑥食事は個別栄養管理を行い、各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮します。
- ⑦サービスの質の向上に努めます。このため、計画的に施設内外の研修を実施し人材の育成に努めていきます。
- ⑧時間から時間へと追われる介護ではなく、利用者のペースに合わせた利用者本位の介護に努めます。
- ⑨利用率確保のため、さらに居宅介護支援事業所や関係機関との連携を密にしていきます。
- ⑩利用者の個々に応じた適切な援助と契約者の意思、人権を尊重し、自立した生活の支援を行い契約者の立場に立ったサービスを提供するとともに、地域社会に期待され地域に根ざし地域とともに歩む、開かれた明るい施設づくりに努めます。

◆施設の内容

施設の種類別	特定施設入居者生活介護事業所
施設の目的	特定施設入居者生活介護事業所は介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むのに必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、特定施設サービス計画に基づき、介護サービスを提供いたします。
施設の名 称	ケアハウス好日館
施設所在地	高知県香美市土佐山田町550番6（北組西） 〒782-0043
施設管理者	施設長 中澤 和彦
T E L 番 号	0887-52-3353
F A X 番 号	0887-52-2882
開設年月日	平成18年12月1日（2006年）
入 所 定 員	50人
建 物 構 造	鉄骨造り 3階建
延 床 面 積	3,211.85㎡
敷 地 面 積	3,503.96㎡

◆居室数

	ユニット	1人部屋
2階	東	10室
	西	10室
	南	8室
3階	東	11室
	西	11室
計	5ユニット	50室(50人)
1人当たり床面積		14.59㎡

◆職員体制

令和4年4月1日現在

	男(名)	女(名)	計(名)	備 考
施設長	1		1	(介護支援専門員と兼務1名)
事務員		1	1	
生活相談員	1		1	
介護支援専門員		1	1	
介護職員	12	9	21	
看護職員		3	3	
機能訓練指導員	1		1	
管理栄養士		1	1	(委 託)
現業員		1	1	
給食職員				
合 計	15	16	31	



頑張った運動会



毎月恒例おやつサークル 今日美味しい



季節の装飾 笑顔満点



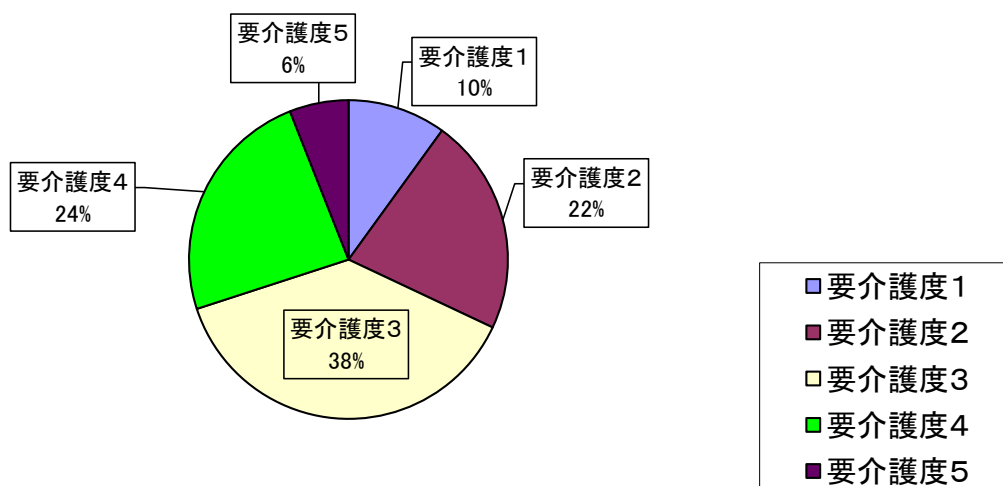
クリスマス会でサンタに扮装

＜要介護度＞

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
要介護度1	5	10%	0	5
要介護度2	11	22%	6	5
要介護度3	19	38%	15	4
要介護度4	12	24%	6	6
要介護度5	3	6%	1	2
平 均 要介護度	2.94		3.07	2.77

＜ケアハウス好日館介護度別利用者構成＞

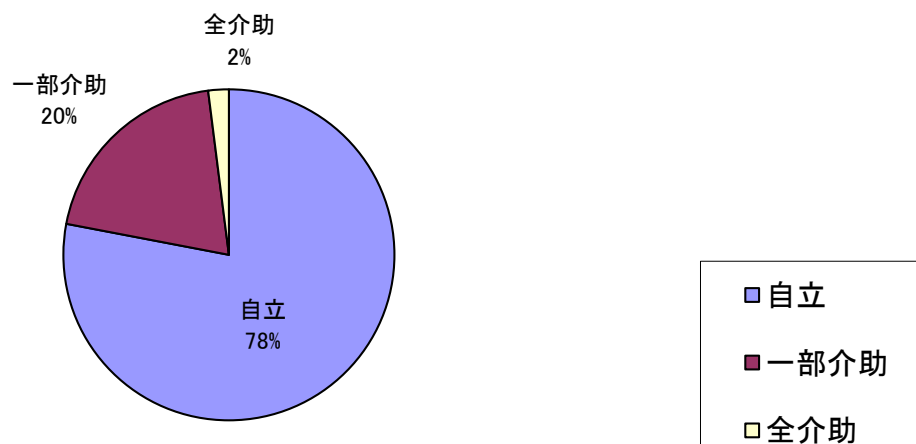


＜食 事＞

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
自立	39	78%	23	16
一部介助	10	20%	5	5
全介助	1	2%	0	1

＜ケアハウス好日館食事別利用者構成＞

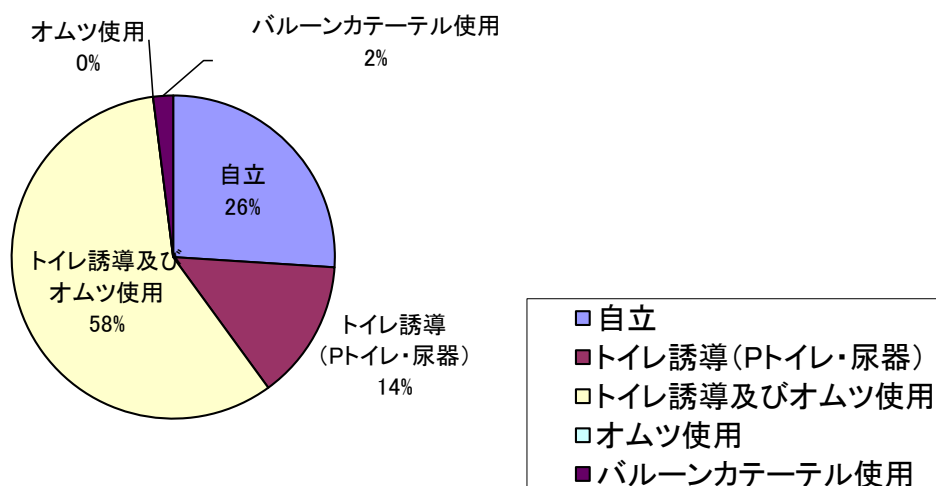


<排 泄>

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
自立	13	26%	5	8
トイレ誘導 (Pトイレ・尿器)	7	14%	5	2
トイレ誘導及びオムツ使用	29	58%	17	12
オムツ使用	0	0%	0	0
バルーンカテーテル使用	1	2%	1	0

<ケアハウス好日館排泄別利用者構成>

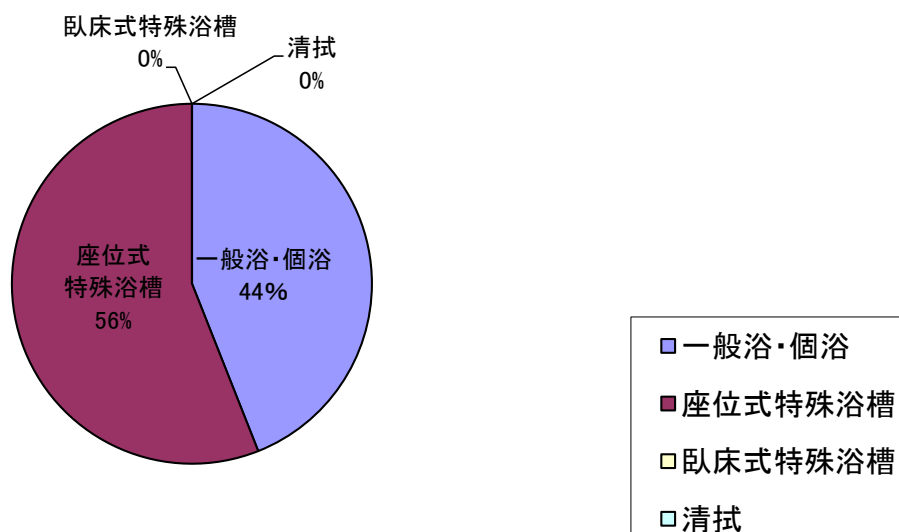


<入 浴>

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
一般浴・個浴	22	44%	0	22
座位式特殊浴槽	28	56%	28	0
臥床式特殊浴槽	0	0%	0	0
清拭	0	0%	0	0

<ケアハウス好日館入浴別利用者構成>

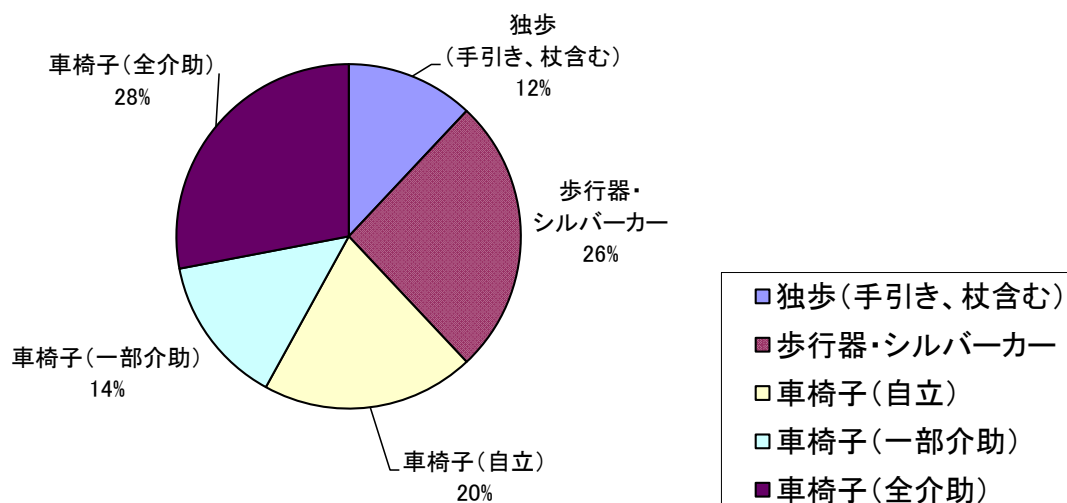


<移 動>

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
独歩（手引き、杖含む）	6	12%	2	4
歩行器・シルバーカー	13	26%	9	4
車椅子（自立）	10	20%	6	4
車椅子（一部介助）	7	14%	5	2
車椅子（全介助）	14	28%	6	8

<ケアハウス好日館移動別利用者構成>

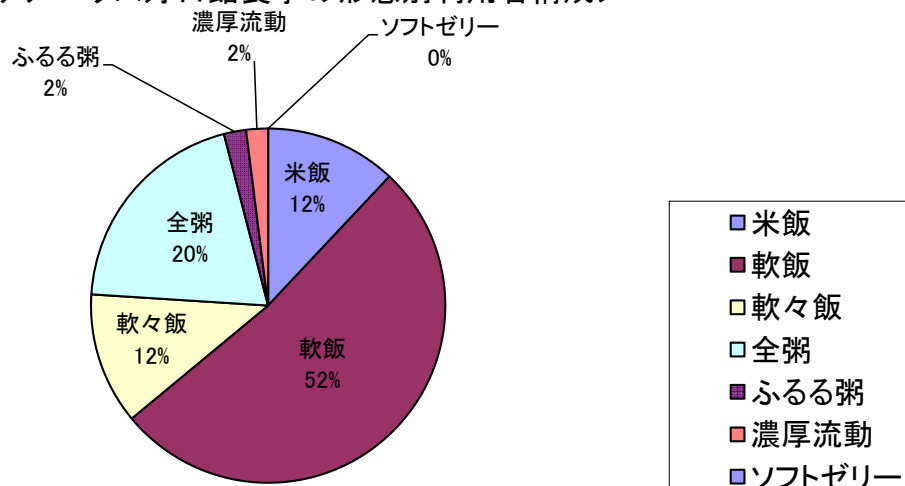


<食事の形態>

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全 体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
米飯	6	12%	4	2
軟飯	26	52%	13	13
軟々飯	6	12%	3	3
全粥	10	20%	7	3
ふるる粥	1	2%	1	0
濃厚流動	1	2%	0	1
ソフトゼリー	0	0%	0	0

<ケアハウス好日館食事の形態別利用者構成>



<副菜の形態>

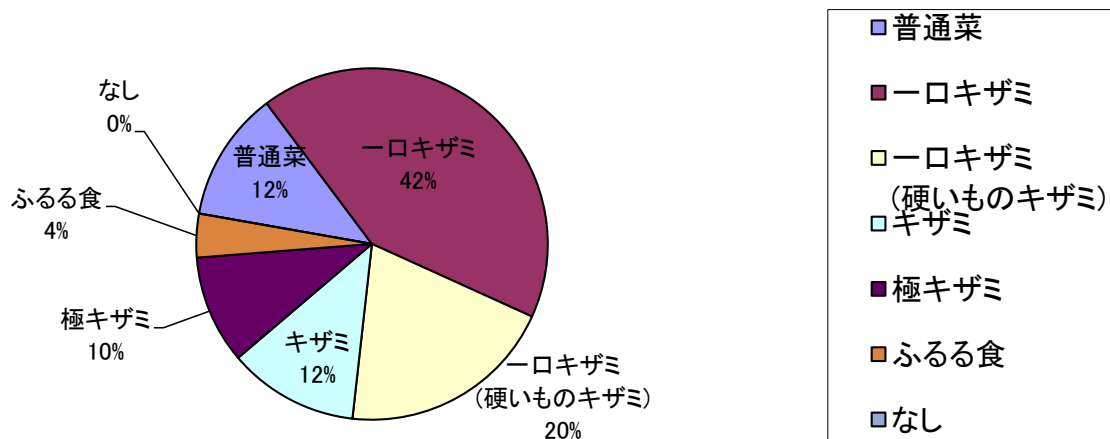
令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
普通菜	6	12%	3	3
一口キザミ	21	42%	11	10
一口キザミ (硬いものキザミ)	10	20%	6	4
キザミ	6	12%	3	3
極キザミ	5	10%	4	1
ふるる食	2	4%	1	1
なし	0	0%	0	0

※ふるる食…嚥下困難対応食(プリン、ゼリータイプ)

※なし…濃厚流動食、ソフトゼリー食のみ副菜なし

<ケアハウス好日館食事副菜別利用者構成>



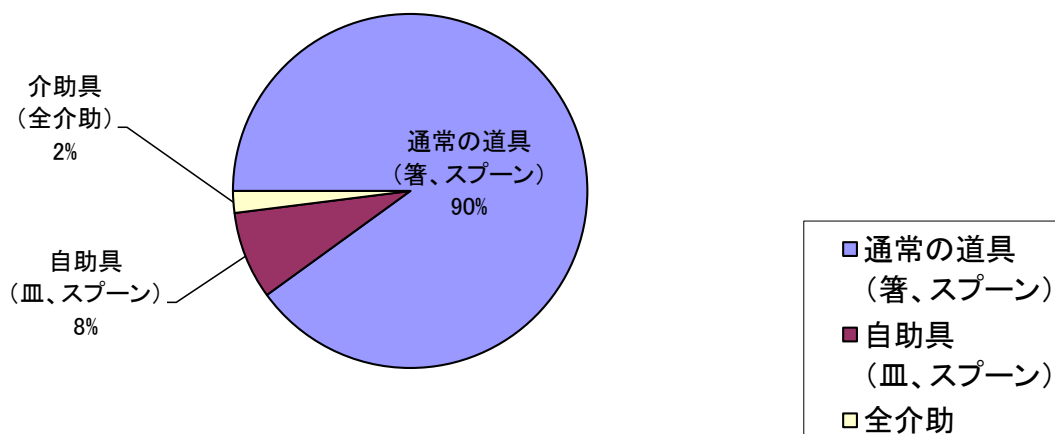
<自助具の利用>

令和4年4月1日現在

	ケアハウス好日館			
	全体 (50名)	(比 率)	2階 (28名)	3階 (22名)
通常の道具 (箸、スプーン)	45	90%	26	19
自助具 (皿、スプーン)	4	8%	2	2
全介助	1	2%	0	1

☆自助具…自分で食べられるように、工夫されて作られた食器道具

<ケアハウス好日館自助具別利用者構成>



香美市 土佐山田地区 概 要

- ・ 住宅型有料老人ホームウエルリブじんさん
- ・ デイサービスセンターやまだ 通所介護事業所
- ・ ウエルデイじんさん 通所介護事業所



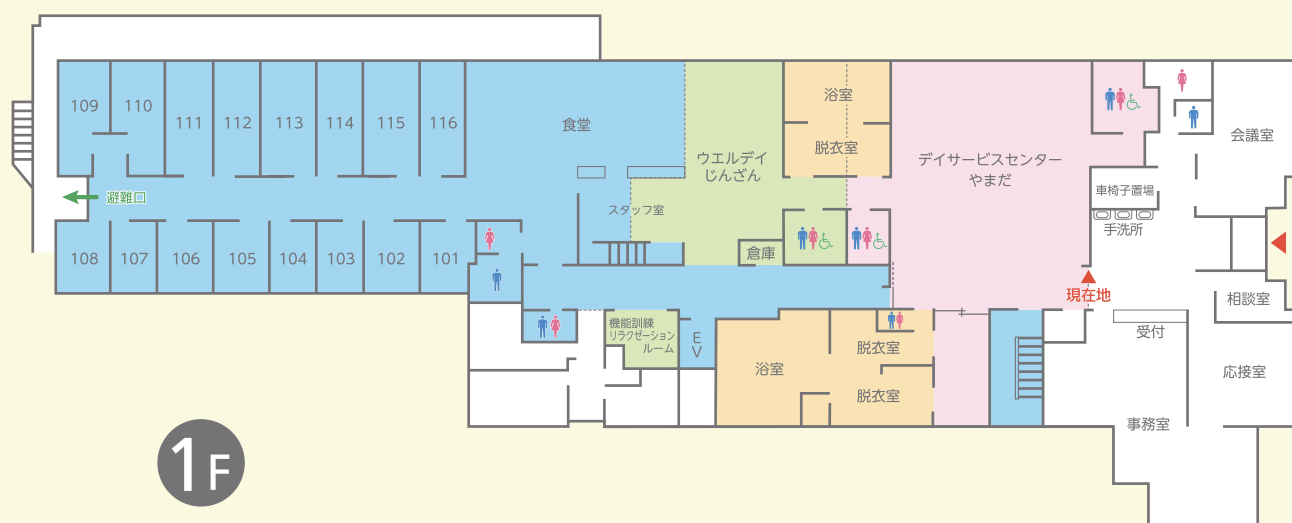
社会福祉法人 土佐香美福祉会



社会福祉法人 土佐香美福祉会

ウェルリブ じんざん
Wellive Jinzan

<各階ご案内>



●住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん

施設方針

- ① 入居者の生活サポート・相談支援を行い、自立のために必要な助言及びその他の援助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。入居者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って生活サポートを行うよう努めます。
- ② 入居者の意思及び人格を尊重し、常にその人の立場に立って生活サポートを行うよう努めます。
- ③ 住宅は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉法人の使命として、共生社会を目指して地域住民、関係機関との密接な連携に努めます。
- ④ 入居者の生活サポートや、緊急時の対応等、個々のニーズに対応でき、安心して生活していただける住宅とします。
- ⑤ 外部サービスを併用することで、新しい取り組みや情報交換および効果的な営業活動を実施し、高稼働率を維持・継続することとします。
- ⑥ 適切な労務管理のもと、時間外の削減や計画的な有給取得への取り組みにより、職員の負担軽減や処遇向上の推進を図ります

◆施設の内容

施設の種類別	住宅型有料老人ホーム
施設の目的	老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために設けられた、食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 要介護者や、自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設であり、緊急時の対応や生活支援等のサービスが受けられ、介護が必要な場合は、入居者自身の選択により、施設内に併設されたデイサービスや訪問介護等の外部サービスを利用しながらホームでの生活を継続させることが可能です。
施設の名 称	住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん
施設所在地	高知県香美市土佐山田町550番2 〒782-0043
施設管理者	管理者 中澤 和彦
T E L 番 号	0887-52-5222
F A X 番 号	0887-52-2882
メールアドレス	wel-jinzan@welplaza.or.jp
開設年月日	令和元年10月1日（2019年）
入 居 定 員	60人（居室数55室）
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 3階建
延 床 面 積	1,931.7 m ²
敷 地 面 積	5,924 m ²



◆居室数

	居室タイプ	全室個室（トイレ・洗面付き）	計
1F	A-1タイプ（5.5～6.5帖）	8室	16室
	S-1タイプ（9.5～12帖）	8室	
2F	A-2タイプ（5.5～6.5帖）	8室	39室
	Eタイプ（7.5～8.5帖）	16室	
	S-2タイプ（9.5～12帖）	6室（ミニキッチン付き）	
	S-3タイプ（9.5～12帖）	8室（ミニキッチン付き）	
	Wタイプ 夫婦室（20帖）	1室（ミニキッチン付き）	
計		55室	55室

◆職員体制

令和4年4月1日現在

	男	女	計	備 考
管理者兼生活相談員	1	0	1	社会福祉士
生活相談員兼介護職員 （非常勤）	1	0	1	介護支援専門員 介護福祉士
管理栄養士（兼務）	0	1	1	管理栄養士
介護職員（非常勤）	6	1	7	介護福祉士6名
合 計	8	2	10	

◆入居者状況

市町村別・性別・年齢別入居者状況

令和4年4月1日現在

市町村	性別	男	女	計	平 均 年 齢（歳）		
					男	女	平 均
香 美 市		9	25	34	89.2	91.6	90.4
香 南 市		0	5	5	—	84.6	84.6
南 国 市		2	8	10	90.0	90.0	90.0
高 知 市		1	5	6	83.0	86.6	84.8
室 戸 市		0	1	1	—	98.0	98.0
県 外		0	3	3	—	85.3	84.0
合 計		12	47	59	87.4	89.3	88.8

介護度別入居者状況

令和4年4月1日現在

介護度	男	女	合 計	構成比
非該当	0	1	1	1.7%
要支援1	0	1	1	1.7%
要支援2	1	3	4	6.8%
要介護1	1	17	18	30.5%
要介護2	2	14	16	27.1%
要介護3	6	7	13	22.0%
要介護4	2	4	6	10.2%
要介護5	0	0	0	0%
合 計	12	47	59	100.0%

● デイサービスセンターやまだ 通所介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

(介護予防・日常生活支援総合事業)

- ① 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・ケアマネジメント計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。

事業内容

- ① 利用定員 38人
- ② 種類 通常規模型
- ③ 営業日及び営業時間
月曜日から土曜日（祝日含む）
午前9時55分～午後4時
※日曜日、年末年始（12/31～1/3）は休業

通所介護の内容

<共通サービス>

- ① 排泄、食事の介助
- ② 居宅と事業所間の送迎サービス
- ③ 通所介護施設における入浴介助サービス
- ④ 日常生活上の援助
- ⑤ 相談、助言等に関すること

<選択サービス>

- 指定通所介護
- 入浴介助

通常の事業の実施地域

香美市、香南市、南国市

夏祭り



七夕まつり



日 課

時間	通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業
8:30	迎	え
9:55	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴・水分摂取 機能訓練・日常生活動作訓練 創作・趣味活動 集団体操・日常生活動作訓練 レクリエーション・サークル活動 口腔体操	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 生活機能向上グループ活動 集団体操・日常生活動作訓練 創作活動・趣味活動 口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム(お茶・休養) レクリエーション、水分摂取 サークル活動・ミニ行事の実施 日常生活動作訓練 創作・趣味活動	くつろぎタイム(お茶・休養) レクリエーション、水分摂取 生活機能向上グループ活動 日常生活動作訓練 創作・趣味活動
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流 排泄介助	社会交流 排泄介助
16:00	送	り

年間行事計画

令和 4 年 4 月 春の演奏会
5 月 ピクニック
6 月 お楽しみ会
7 月 セタまつり
8 月 夏 祭 り
9 月 敬 老 会
10 月 神無月運動会
11 月 日曜市
12 月 クリスマス会
忘 年 会
餅つき大会
令和 5 年 1 月 新 年 会
2 月 節 分
3 月 ひなまつり

敬 老 会



※その他の行事として山田小学校、高知工科大学、土佐山田幼稚園、山田定時制高校、外部のボランティアとの日常的な交流の促進や、毎月の行事として誕生日会、運動会、やまだ会、ケーキバイキング、お茶クラブ、季節のお楽しみ弁当等を実施していく。

職員体制

令和 4 年 4 月 1 日現在

職 種	人 数	人 数(名)		合計(名)
		常 勤	非 常 勤	
管 理 者		1	0	1
生活相談員兼介護職員		2	0	2
介 護 職 員		7	2	9
看護職員兼機能訓練指導員		1	1	2
運 転 手		0	3	3
合 計		11	6	17

利 用 料 金

(介護報酬／１日当たり)

令和４年４月１日現在

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
自己負担額	１,１９９円	１,３０４円	１,４１０円	１,５１５円	１,６２１円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(１８円)を含んだ介護報酬の１割分＋食事代金(おやつ込み)６００円の合計です。

※選択的サービスとして、入浴(４０円/日)を行った場合は上記金額に加算されます。

※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数(１単位１０円)に各種加算の単位数(１単位１０円)を加えた総単位数に対して５．９％が、特定処遇改善加算として総単位数に１．２％が加算されます。(食事代金は含まない)

(介護予防・日常生活支援総合事業／１ヶ月当たり)

	要支援１	要支援２
自己負担額	１,７４４円	３,５７２円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(要支援１⇒７２円/月・要支援２⇒１４４円/月)を含んだ介護報酬額の１割分で月単位です。(食事代金６００円/食は別です)

※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数(１単位１０円)に各種加算の単位数(１単位１０円)を加えた総単位数に対して５．９％が、特定処遇改善加算として総単位数に１．２％が加算されます。(食事代金は含まない)

月別利用実績

<営業日> 月曜日～土曜日(祝日含む但し12月31日～1月3日までは除く)

	月間稼働日数	月間利用実人数	月間利用延人数（介護度別）							合計	1日平均利用人数
			総合事業		介護給付						
			要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
R3年4月	26	70	3	27	175	264	202	64	38	773	29.7
5月	26	70	4	26	187	253	199	69	51	789	30.3
6月	26	69	5	38	189	231	177	79	42	761	29.2
7月	27	67	6	39	164	239	210	80	33	771	28.5
8月	26	64	9	38	136	238	193	72	36	722	27.7
9月	26	66	8	35	165	244	198	71	50	771	29.6
10月	26	67	7	29	178	225	179	82	38	738	28.3
11月	26	64	10	28	195	204	179	68	38	722	27.7
12月	26	63	8	36	185	166	153	92	52	692	26.6
R4年1月	24	62	4	35	171	133	138	79	41	601	25.0
2月	24	61	4	27	159	140	134	89	24	577	24.0
3月	27	63	8	25	165	187	169	88	36	678	25.1
合計	310	786	76	383	2,069	2,524	2,131	933	479	8,595	27.7

●ウエルデイじんざん 通所介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

- ①要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ②通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

事業内容

- ① 利用定員 30人
- ② 種類 通常規模型
- ③ 営業日及び営業時間
月曜日から土曜日（祝日含む）
午前8時55分～午後4時00分
※日曜日、年末年始（12／31～1／3）は休業

通所介護の内容

<共通サービス>

- ①排泄、食事の介助
- ②居宅と事業所間の送迎サービス
- ③通所介護施設における入浴介助サービス
- ④日常生活上の援助
- ⑤相談、助言等に関すること

<選択サービス>

- 入浴介助



日 課

浴室

時間	通所介護
8:30	迎え開始
8:55	バイタルチェック （血圧、体温、脈拍、体重測定） 入浴、水分摂取 集団体操、日常生活動作訓練 レクリエーション、サークル活動 口腔体操
11:30	昼食、口腔ケア、排泄介助
13:00	くつろぎタイム（お茶・休養） 入浴、レクリエーション、水分摂取 サークル活動、ミニ行事の実施 日常生活動作訓練、個別機能訓練
15:00	創作、趣味活動、おやつ、社会交流 排泄介助
16:00	送り開始
	清掃（消毒）・記録・翌日の準備・ミーティング
17:30	業務終了

年間行事計画

令和 4 年	4 月	お花見会
	5 月	春の小運動会
	6 月	おたのしみ会
	7 月	七夕会
	8 月	夏祭り
	9 月	敬老会
	10 月	秋の大運動会
	11 月	じんざん演奏会
	12 月	クリスマス忘年会
令和 5 年	1 月	新年会
	2 月	節分
	3 月	ひなまつり



行事食 敬老会

※その他の行事として、外部ボランティアや近隣学校との日常的な交流の促進や、毎月の行事として誕生会、お茶クラブ、おやつレク、いきいき体操等を実施していく。

職員体制

令和 4 年 4 月 1 日現在

職 種	人 数	人 数 (名)		合計 (名)
		常 勤	非 常 勤	
管 理 者		1	0	1
生活相談員兼介護職員		3	0	3
介 護 職 員		0	9	9
看護職員兼機能訓練指導員		1	2	3
合 計		5	11	16

利用料金

(介護報酬／1日当たり)

令和 4 年 4 月 1 日現在

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額	1,291円	1,409円	1,532円	1,654円	1,778円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（18円）を含んだ介護報酬の1割分＋食事代金（おやつ込み）600円の合計です。

※選択的サービスとして、入浴（40円/日）を行った場合は上記金額に加算されます。

※介護職員処遇改善加算として、介護報酬の単位数（1単位10円）に各種加算の単位数（1単位10円）を加えた総単位数に対して5.9%が、特定処遇改善加算として総単位数に1.2%が加算されます。

※通所介護事業所と同一建物に居住する者、または通う者に対し指定通所介護を行った場合は1日につき94単位を所定単位数から減算します。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。



おやつレク



月別利用実績

< 営業日 > 月曜日～土曜日（祝日含む、但し12月31日～1月3日は除く）

	月 間 稼 働 日 数	月間利用 実人数	月間利用延人数（介護度別）						1 日 平 均 利 用 人 数
			介 護 給 付					合 計	
			要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5		
R3年4月	26	43	172	227	192	71	0	662	25.4
5月	26	46	179	245	196	72	0	692	26.6
6月	26	45	151	262	202	73	0	688	26.4
7月	27	45	173	224	194	89	0	680	25.1
8月	26	43	179	210	197	74	0	660	25.3
9月	26	43	198	209	182	73	0	662	25.4
10月	26	44	195	218	164	96	0	673	25.8
11月	26	43	186	230	167	99	0	682	26.2
12月	26	42	177	233	169	87	0	666	25.6
R4年1月	24	40	156	210	152	60	0	578	24.0
2月	24	42	166	234	154	68	0	622	25.9
3月	27	43	185	260	175	85	0	705	26.1
合 計	310	519	2,117	2,762	2,144	947	0	7,970	25.7



秋の大運動会 着せ替え競争

高知市 市街地区 概 要

- ・ 特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知
- ・ ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所
- ・ ウエルデイしなね通所介護事業所



社会福祉法人 土佐香美福祉会



特別養護老人ホームウエルプラザ高知 施設見学順路図

●3Fフロア 定員40名

④ 朝倉2丁目ユニット 入居定員10名 ② 旭 2丁目ユニット 入居定員10名



③ 朝倉1丁目ユニット 入居定員10名 ① 旭 1丁目ユニット 入居定員10名

●2Fフロア 定員40名

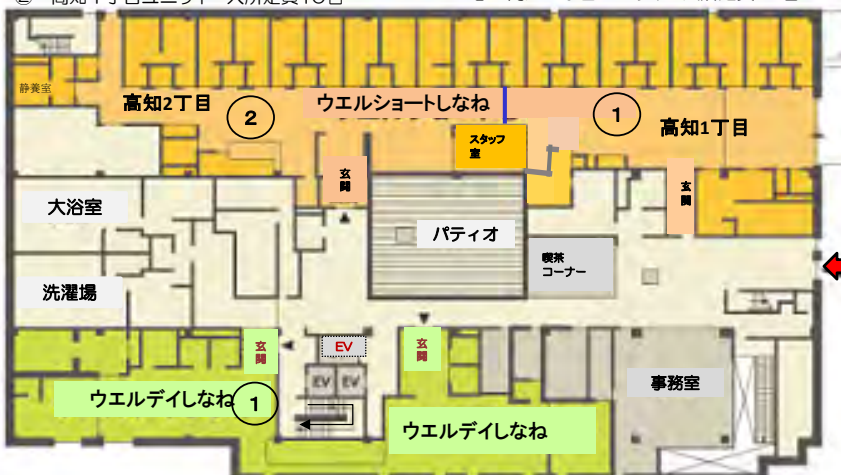
④ 一宮2丁目ユニット 入居定員10名 ② 大津2丁目ユニット 入居定員10名



③ 一宮1丁目ユニット 入居定員10名 ① 大津1丁目ユニット 入居定員10名

●1Fフロア ユニット型 短期入所

② 高知1丁目ユニット 入所定員10名 ① 高知1丁目ユニット 入所定員10名



① ウエルデイ'sなね 営業時間：月曜日から土曜日(祝日含む)
※日曜日、年始(1/1～1/2)は休業 1日利用定員28名

●B1Fフロア



●特別養護老人ホームウエルプラザ高知（全室個室8ユニットケア80床）

施設方針

- ①職員は、常に社会福祉法人土佐香美福祉会の職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において、可能な限り健康で活力有る生活を営むことができるよう支援していく。
- ②入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- ③認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、他者との交流や五感にふれる音やリズム感のある日常が送れるよう共同生活室での生活を中心に支援していく。
- ④個別機能訓練計画による機能訓練指導を実施するとともに利用者の生活を活性化し、生きがいをもって生活していただくため、四季折々の行事や趣味活動・レクリエーション活動を積極的に行う。
- ⑤疾病をもつ入居者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察、把握に努め、医療に万全を期す。
- ⑥摂食・嚥下機能の低下がみられ、現病歴も多く抱える入居者の栄養ケアマネジメントを多職種連携により遂行し低栄養の予防や体調の安定を図る。また、嗜好や食の楽しみを考慮しながら、季節感を盛り込んだ行事食、ユニット行事などを取り入れ、楽しく家庭的な雰囲気の中で提供できるよう努める。
- ⑦介護する側・される側、双方にやさしいケアであるノーリフティングケアの実践力を高めるとともにケアの質の向上に努める。そのため、施設内外研修の機会を多くとり、高い見識のある人材の育成に努める。また、カンファレンス等を通じてご家族にもノーリフティングケアについての理解をさらに深めていただくよう努める。
- ⑧令和4年度より働き方改革を踏まえ、ICTを活用した業務となってくる。各部署ともICTを活用し、LIFEとの連携に加算取得を行う。また入居者との直接的な関わりを増やせるように記録の簡素化や効率化を行っていく。なお働き方改革を踏まえ、時間外の削減に努める。
- ⑨在宅生活支援のための空床ショートステイを活用するため、居宅介護支援事業所や関連機関との連携及び情報の共有を図っていく。
- ⑩公益的事業として、毎月第3土曜日に主に一宮東小学校・一宮小学校・泉野小学校の生徒を対象にサードプレイス「なごみカフェしなね」を開催し、心地よい居場所づくりと昼食の提供等を行っていく。また、高知市社会福祉法人連絡協議会の参加法人として、「ほおっちょけん相談窓口」も実施し、地域の方々の困りごとに対応していく。そして、そうしたことにより地域社会に期待される、地域に根ざした、開かれた明るい施設づくりに努める。



敬老会の様子

◆施設の内容

施 設 の 種 別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施 設 の 目 的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上いちじるしい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施 設 の 名 称	特別養護老人ホームウエルプラザ高知
施 設 所 在 地	高知県高知市一宮しなね2丁目15番19号 〒781-8131
施 設 管 理 者	施設長 津野 高敏
T E L 番 号	088-855-8820
F A X 番 号	088-855-8830
メールアドレス	welplazakochi@oregano.ocn.ne.jp
開 設 年 月 日	平成23年4月1日
入 居 定 員	80人
建 物 構 造	鉄骨・一部鉄筋コンクリート造 4階建
延 床 面 積	7,378.47㎡
敷 地 面 積	9,440.63㎡

◆居室数

特 養	ユニット名	全室個室	計
4フロア	大 津 1 丁 目	10室	20室
	大 津 2 丁 目	10室	
	一 宮 1 丁 目	10室	20室
	一 宮 2 丁 目	10室	
	旭 1 丁 目	10室	20室
	旭 2 丁 目	10室	
	朝 倉 1 丁 目	10室	20室
	朝 倉 2 丁 目	10室	
計	8ユニット	80室	80室

ショート	ユニット型個室	20室
------	---------	-----

◆職員体制

令和4年4月1日現在

	男(名)	女(名)	計(名)	備 考
施 設 長	1		1	
生 活 相 談 員	2(1)	1(1)	3(2)	(兼務2名)
介護支援専門員	2(1)	1(1)	3(2)	(兼務2名)
介 護 職 員	24	19	43	(介護福祉士41名)
看 護 職 員	1	5	6	
機能訓練指導員		1	1	(理学療法士)
管 理 栄 養 士		1	1	
事 務 員	1	2	3	
医 師(非)	4	1	5	(内科4名、精神科1名)
介 護 助 手		4	4	
現 業 員	1	2	3	(洗 濯)
清 掃 員	1		1	
給 食 職 員				(委 託)
合 計	37 (2)	37 (2)	74 (4)	

◆利用者状況

令和4年4月1日現在

入居者数	全 体	80名
	大 津フロア	20名
	一 宮フロア	20名
	旭 フロア	20名
	朝 倉フロア	20名
平均年齢	全体 (80名)	88歳
	男性 (18名)	85歳
	女性 (62名)	89歳
最高年齢	男 性	98歳
	女 性	99歳
最低年齢	男 性	73歳
	女 性	64歳
利用者負担額段階	第1段階	0名
	第2段階	6名
	第3段階①	6名
	第3段階②	26名
	第4段階	41名
	食費1段階 居住費第3段階①	1名



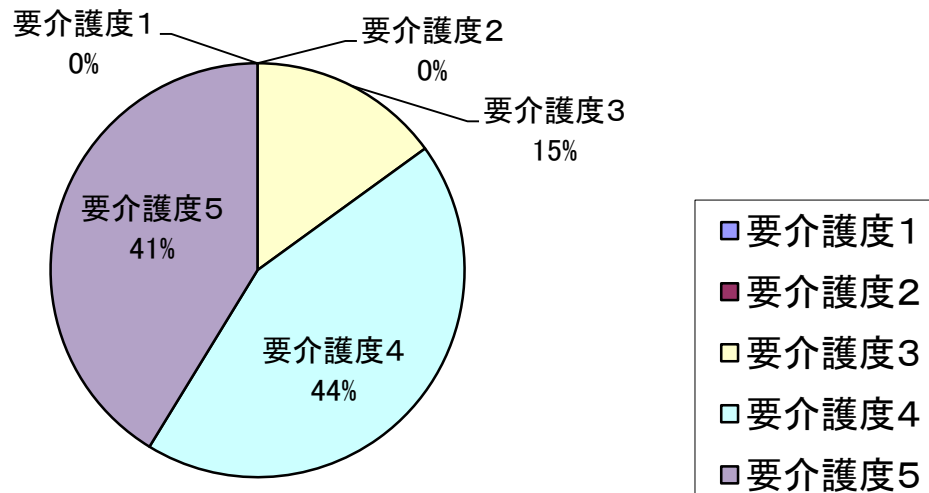
高知新聞 対面会取材

<要介護度>

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
要介護度1	0	0%	0	0	0	0
要介護度2	0	0%	0	0	0	0
要介護度3	12	15%	0	4	4	4
要介護度4	35	44%	10	12	7	6
要介護度5	33	41%	10	4	9	10
平均要介護度	4.26	-	4.50	4.00	4.25	4.30

<ウエルプラザ高知介護度別入居者構成>

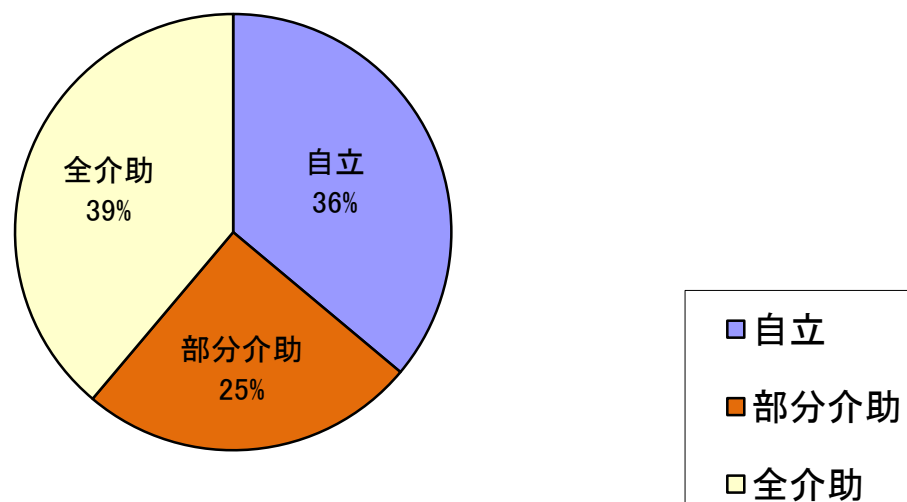


<食 事>

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
自立	29	36%	5	10	8	6
部分介助	20	25%	6	5	4	5
全介助	31	39%	9	5	8	9

<ウエルプラザ高知食事別入居者構成>

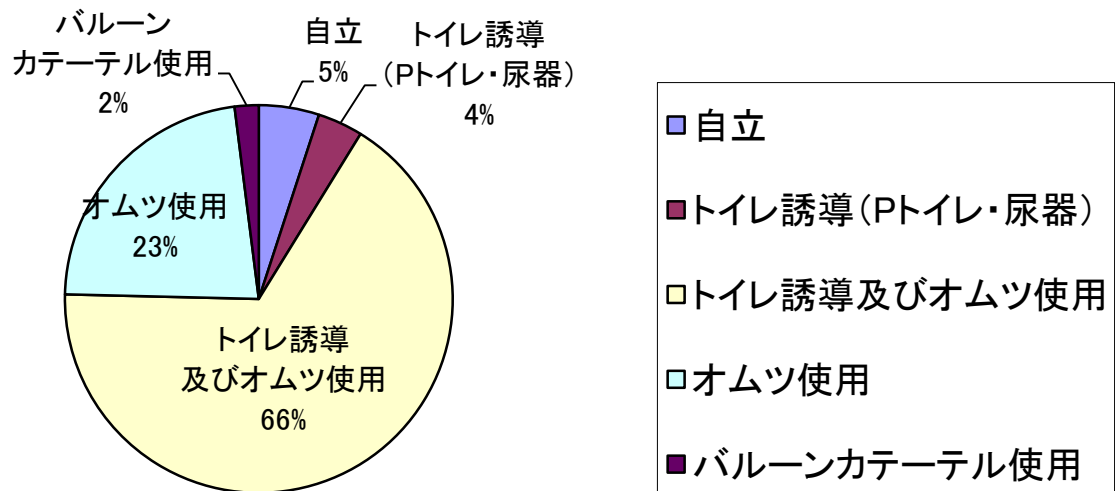


<排 泄>

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
自立	4	5%	0	1	3	0
トイレ誘導 (Pトイレ・尿器)	3	4%	0	1	0	2
トイレ誘導及びオムツ使用	53	66%	9	18	12	14
オムツ使用	18	23%	9	0	5	4
バルーンカテーテル使用	2	2%	2	0	0	0

<ウエルプラザ高知排泄別入居者構成>

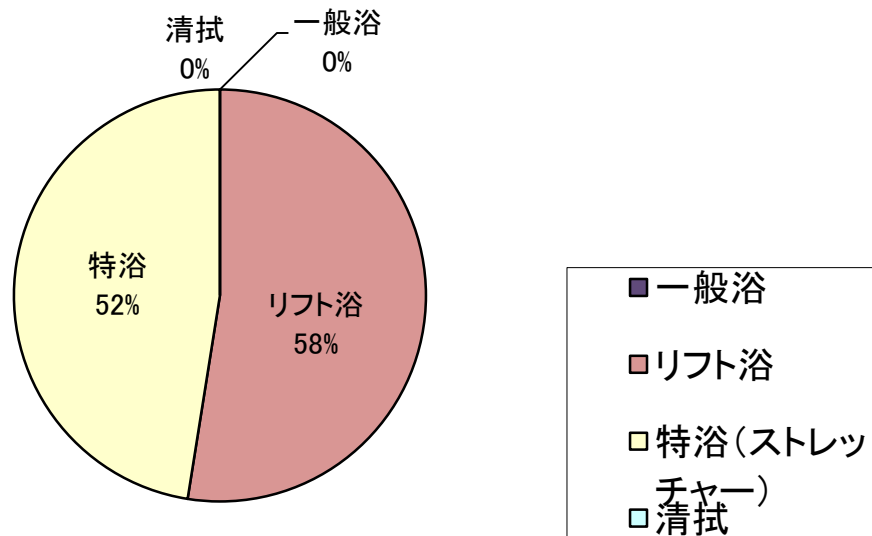


<入 浴>

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
一般浴	0	0%	0	0	0	0
リフト浴	46	58%	8	17	12	9
特浴 (ストレッチャー)	34	52%	12	3	8	11
清拭	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザ高知入浴別入居者構成>

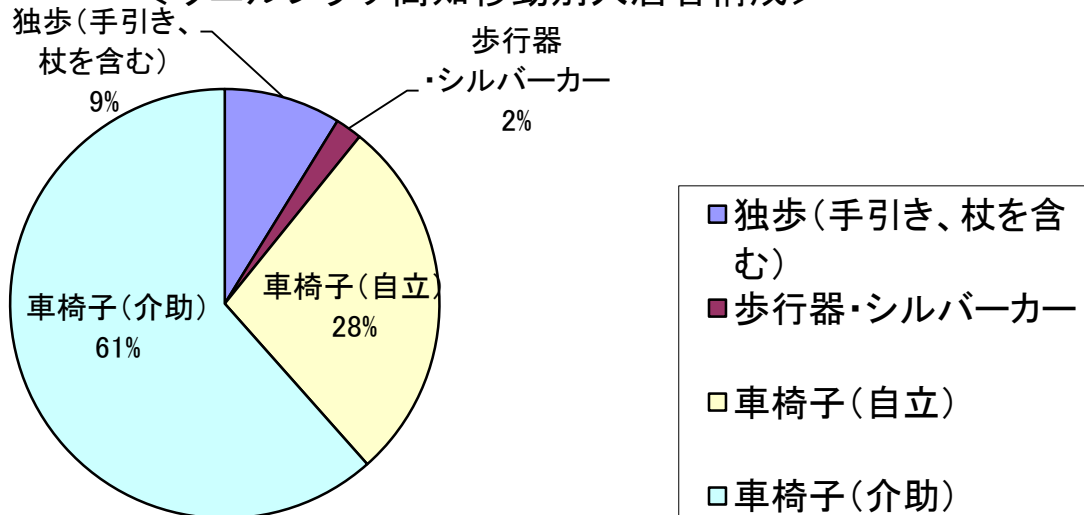


＜移 動＞

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
独歩 (手引き、杖を含む)	7	9%	3	2	1	1
歩行器・シルバーカー	2	2%	0	2	0	0
車椅子 (自立)	22	28%	2	10	7	3
車椅子 (介助)	49	61%	15	6	12	16

＜ウエルプラザ高知移動別入居者構成＞

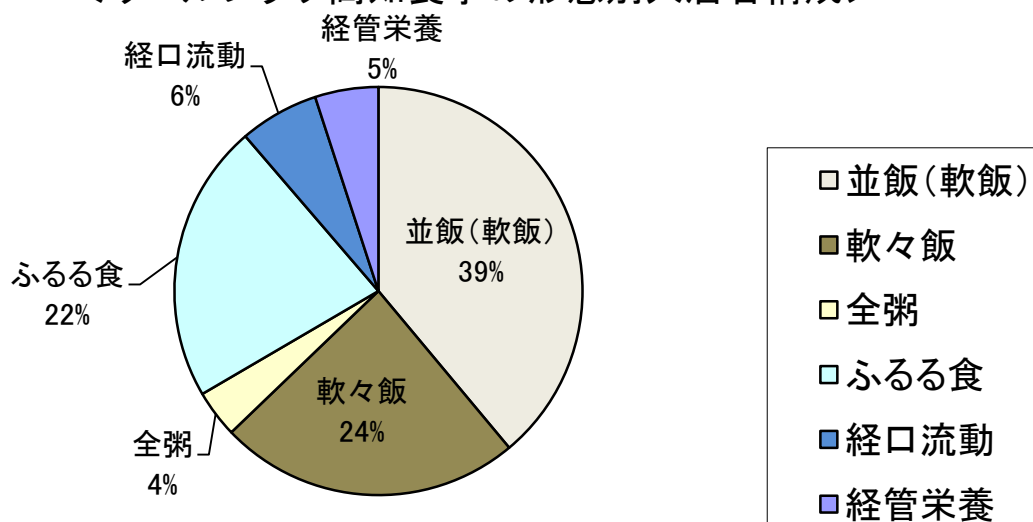


＜食事の形態＞

令和4年4月1日現在

	全 体 (80名)	(比 率)	大津 (20名)	一宮 (20名)	旭 (20名)	朝倉 (20名)
並飯 (軟飯)	31	39%	6	13	4	8
軟々飯	19	24%	6	1	9	3
全粥	3	4%	0	1	0	2
ふるる食	18	22%	3	5	6	4
経口流動	5	6%	1	0	1	3
経管栄養	4	5%	4	0	0	0

＜ウエルプラザ高知食事の形態別入居者構成＞

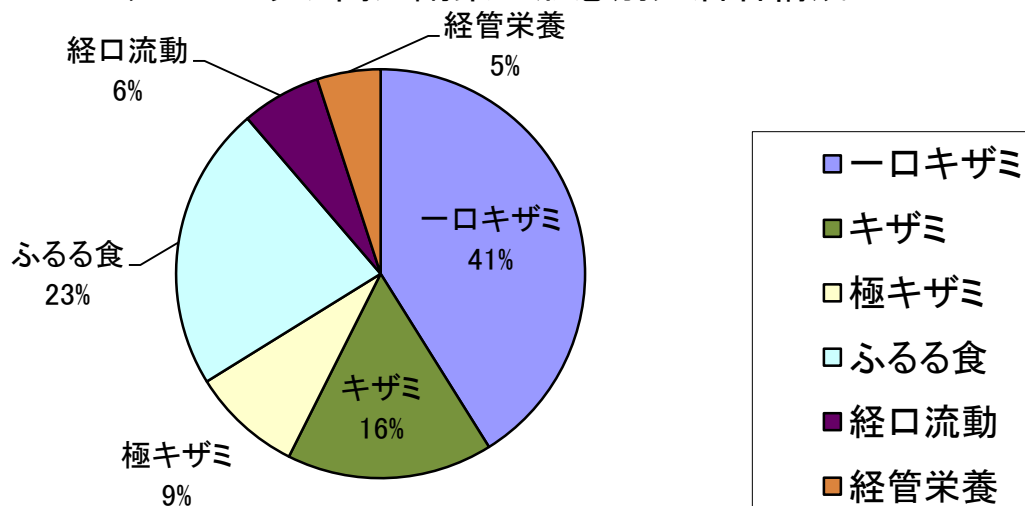


＜副菜の形態＞

令和4年4月1日現在

	全体（80名）	（比 率）	大津（20名）	一宮（20名）	旭（20名）	朝倉（20名）
一口キザミ	33	41%	5	10	9	9
キザミ	13	16%	6	4	2	1
極キザミ	7	9%	1	1	2	3
ふるる食	18	23%	3	5	6	4
経口流動	5	6%	1	0	1	3
経管栄養	4	5%	4	0	0	0

＜ウエルプラザ高知副菜の形態別入居者構成＞

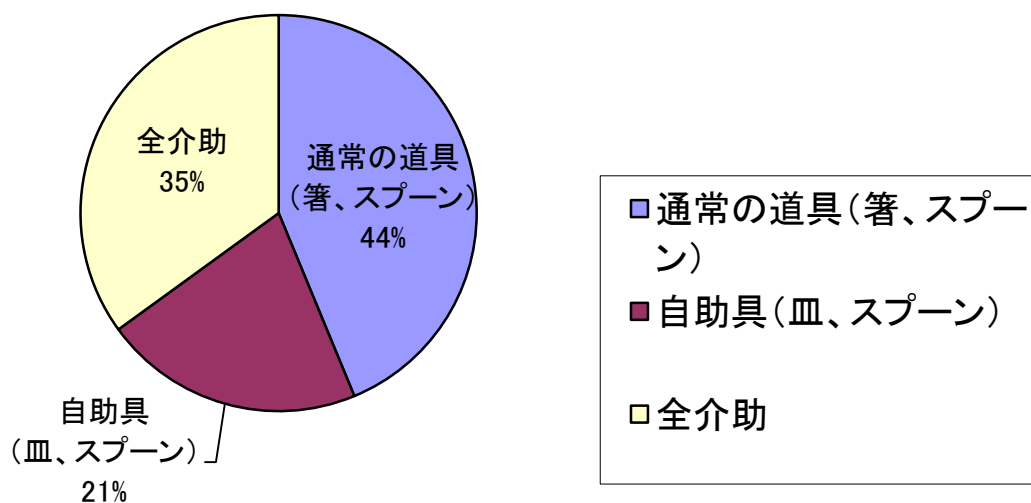


＜自助具の利用＞

令和4年4月1日現在

	全体（80名）	（比 率）	大津（20名）	一宮（20名）	旭（20名）	朝倉（20名）
通常の道具（箸、スプーン）	35	44%	6	14	7	8
自助具（皿、スプーン）	17	21%	4	2	5	6
全介助	28	35%	10	4	8	6

＜ウエルプラザ高知自助具別入居者構成＞



☆自助具…自分で食べれるように、工夫されて作られた食器道具
 ☆介助具…介助しやすいように工夫されて作られた道具

●ユニット型指定短期入所生活介護ウエルショートしなね（ユニット型個室 20 床）

事業方針

事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。また、介護予防においては、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとします。

事業内容

- ①利用定員 20人
- ②種類 ユニット型個室

通常の送迎実施地域

高知市、南国市

※高知市、南国市以外の方で、送迎ご希望の方はご相談下さい。

職員体制

令和4年4月1日現在

	男（名）	女（名）	計（名）	備 考
管 理 者	1		1	（介護福祉士10名）
事 務 員	1	2	3	
生 活 相 談 員	1		1	
介護支援専門員		1	1	
介 護 職 員	3	7	10	
看 護 職 員		1	1	
機能訓練指導員		1	1	
管理栄養士		1	1	
医 師（非）	1		1	
介 護 助 手		1	1	
給 食 職 員				（委 託）
合 計	7	14	21	

※管理者、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士、医師、事務員は特別養護老人ホームと兼務になります。

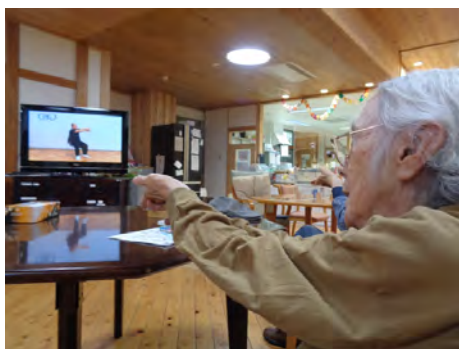
利用及び予約方法

担当の居宅介護支援事業所にご相談されるか、もしくは、直接、当施設へご連絡下さい。

施設年間行事計画

令和4年4月	花見	10月	敬老祭り
5月	端午の節句	11月	レクリエーション大会
6月	外出行事	12月	クリスマス・忘年会・もちつき大会
7月	七夕行事・そうめん流し	令和5年1月	初詣
8月	よさこい踊り	2月	節分
9月	外出行事	3月	ひな祭り

※その他、いきいき百歳体操や生活リハビリにも取り組んでおります。



体操の様子

サービス内容

種 類	内 容
食 事	・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。(米飯・パン食・麺類など選択をすることができます) ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるようにし、なお利用者の生活習慣を尊重した食事場所・食事時間が提供できるように配慮します。 ・ (基本食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
排 泄	・ 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ おむつを使用せざるを得ない利用者につきましては、排泄の自立を図りつつ、心身の状態に応じて適切な交換を行います。
入 浴	・ 利用日に応じて、最低週2回以上の入浴を行います。 ・ また、利用者の意向及び心身の状態に応じてシャワー浴等、清拭を行います。 ・ 寝たきりの方でも、快適に入浴が行えるよう、特殊浴槽を使用し入浴することができます。
機能訓練	・ 機能訓練指導員を中心に看護職員・介護職員等により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は低下を防止するための生活リハビリを実施します。
褥瘡予防	・ 褥瘡が発生しないように、利用者の身体状況に応じて看護職員・介護職員により適切な介護を行います。 ・ 寝たきりの方に対して、適切な体位変換及び必要に応じて適切なマット等を使用した予防に努めます。
健康管理	・ 医師や看護職員及び介護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。
そ の 他	・ 寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごせるよう配慮します。 ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えや毎食後の口腔ケアを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

利 用 料 金

①介護保険給付対象サービス（１割負担）

介護保険給付対象サービスを利用する場合、１日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	ユニット型短期入所生活介護費 (ユニット型個室)	696円	764円	838円	908円	976円
	看護体制加算Ⅰ	4円				
	看護体制加算Ⅱ	8円				
	機能訓練体制加算	12円				
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円				
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円				
	送迎（片道）加算	184円 ※（該当者のみ）				
	合 計	760円	828円	902円	972円	1,040円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%				
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%				
自己負担	介護保険自己負担合計	844円	919円	1,001円	1,079円	1,154円
	食事負担	第 1 段階 : 300円				
		第 2 段階 : 600円				
		第 3 段階① : 1,000円				
		第 3 段階② : 1,300円				
		第 4 段階 : 1,445円				
	おやつ費	100円				
	滞在費(ユニット型個室)	第 1 段階 : 820円				
		第 2 段階 : 820円				
		第 3 段階① : 1,310円				
		第 3 段階② : 1,310円				
		第 4 段階 : 2,006円				
一日合計金額	(ユニット型個室：第 1 段階)	2,064円	2,139円	2,221円	2,299円	2,374円
	(ユニット型個室：第 2 段階)	2,364円	2,439円	2,521円	2,599円	2,674円
	(ユニット型個室：第 3 段階①)	3,254円	3,329円	3,411円	3,489円	3,564円
	(ユニット型個室：第 3 段階②)	3,554円	3,629円	3,711円	3,789円	3,864円
	(ユニット型個室：第 4 段階)	4,395円	4,470円	4,552円	4,630円	4,705円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1 食あたりの食費基準費用額（朝食：395 円・昼食：525 円・夕食：525 円）となります。ただし、「介護保険負担限度額認定証」を受けられている方は、提示されている上記の金額となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 184 円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様になります。

②介護保険給付対象サービス（２割負担）

介護保険給付対象サービスを利用する場合、１日あたり下記の自己負担をお支払いただきます。

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	ユニット型短期入所生活介護費 （ユニット型個室）	1,392円	1,528円	1,676円	1,816円	1,952円
	加算 看護体制加算Ⅰ	8円				
	看護体制加算Ⅱ	16円				
	機能訓練体制加算	24円				
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	36円				
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44円				
	送迎（片道）加算	368円 ※（該当者のみ）				
	合 計	1,520円	1,656円	1,804円	1,944円	2,080円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%				
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%				
	２割負担	1,688円	1,838円	2,002円	2,158円	2,308円
	食事負担（基準費用額）	1,445円				
	おやつ費	100円				
	滞在費（基準費用額）	2,006円				
一日 合計 金額	ユニット型個室	5,239円	5,389円	5,553円	5,709円	5,859円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道368円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様となります。

③介護保険給付対象サービス（３割負担）

介護保険給付対象サービスを利用する場合、１日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	ユニット型短期入所生活介護費 (ユニット型個室)	2,088円	2,292円	2,514円	2,724円	2,928円
	加算 看護体制加算Ⅰ	12円				
	看護体制加算Ⅱ	24円				
	機能訓練体制加算	36円				
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	54円				
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66円				
	送迎（片道）加算	552円 ※（該当者のみ）				
	合 計	2,280円	2,484円	2,706円	2,916円	3,120円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%				
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%				
	３割負担	2,532円	2,757円	3,003円	3,237円	3,462円
	食事負担（基準費用額）	1,445円				
	おやつ費	100円				
	滞在費（基準費用額）	2,006円				
一日 合計 金額	ユニット型個室	6,083円	6,308円	6,554円	6,788円	7,013円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1 食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道 552 円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様になります。

①介護予防給付対象サービス（１割負担）

介護予防給付対象サービスを利用する場合、１日あたり下記の自己負担をお支払いいただきます。

要支援		要支援 1	要支援 2
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型個室)	523円	649円
	加算 機能訓練体制加算	12円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	
	送迎（片道）加算	184円	※（該当者のみ）
	合 計	557円	683円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%	
	介護保険自己負担合計	618円	758円
自己負担	食事負担	第 1 段階 : 300円	
		第 2 段階 : 600円	
		第 3 段階① : 1,000円	
		第 3 段階② : 1,300円	
		第 4 段階 : 1,445円	
	おやつ費	100円	
	滞在費(ユニット型個室)	第 1 段階 : 820円	
		第 2 段階 : 820円	
		第 3 段階① : 1,310円	
		第 3 段階② : 1,310円	
		第 4 段階 : 2,006円	
一日合計金額	(ユニット型個室：第 1 段階)	1,838円	1,978円
	(ユニット型個室：第 2 段階)	2,138円	2,278円
	(ユニット型個室：第 3 段階①)	3,028円	3,168円
	(ユニット型個室：第 3 段階②)	3,328円	3,468円
	(ユニット型個室：第 4 段階)	4,169円	4,309円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道184円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様となります。

②介護予防給付対象サービス（２割負担）

介護予防給付対象サービスを利用する場合、１日あたり下記の自己負担をお支払いただきます。

要支援		要支援 1	要支援 2
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費 （ユニット型個室）	1,046円	1,298円
	加算	機能訓練体制加算 24円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 44円	
		送迎（片道）加算 368円	※（該当者のみ）
	合 計	1,114円	1,366円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%	
	2割負担	1,236円	1,516円
自己負担	食事負担（基準費用額）	1,445円	
	おやつ費	100円	
	滞在費（基準費用額）	2,006円	
一日 合計 金額	ユニット型個室	4,787円	5,067円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道368円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様になります。

③介護予防給付対象サービス（3割負担）

介護予防給付対象サービスを利用する場合、1日あたり下記の自己負担をお支払いただきます。

要支援		要支援 1	要支援 2
介護報酬	ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (ユニット型個室)	1,569円	1,947円
	加算	機能訓練体制加算 36円	
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 66円	
		送迎（片道）加算 552円	※（該当者のみ）
	合 計	1,671円	2,049円
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%	
	3割負担	1,854円	2,274円
自己負担	食事負担（基準費用額）	1,445円	
	おやつ費	100円	
	滞在費（基準費用額）	2,006円	
一日 合計 金額	ユニット型個室	5,405円	5,825円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※1食あたりの食費基準費用額（朝食：395円・昼食：525円・夕食：525円）となります。

※介護報酬加算の※印は、送迎サービスをご利用された場合、片道552円が利用者負担額に加算となります。（サービス提供地域：高知市・南国市）

※併設型・空床型ユニット型短期入所生活事業も上記と同様になります。

●ウエルデイしなね 通所介護事業所

事業方針

(介護給付事業)

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

(介護予防・生活支援サービス事業)

- ① 要支援者等又は日常生活支援総合事業対象者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 日常生活支援総合事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとします。

事業内容

- ① 利用定員 28人
- ② 種類 通常規模型通所介護
- ③ 営業日及び営業時間
 - ・ 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）※1月1日～2日休業
 - ・ 営業時間 午前 8時30分～午後5時30分
 - ・ サービス提供時間 午前10時00分～午後4時00分

通常の事業の実施地域

高知市、南国市

通所介護の内容

<共通サービス>

- ① 排泄、食事等の介助
- ② 居宅と事業所間の送迎サービス
- ③ 通所介護施設における入浴介助サービス
- ④ 日常生活上の援助
- ⑤ 相談、助言等に関すること

<選択サービス>

入浴介助サービス



いきいき百歳体操

職員体制

令和4年4月1日現在

職 種	人 数 (名)		計 (名)	備 考
	常 勤	非常勤		
管 理 者	1		1	(兼務)
生 活 相 談 員 兼 介 護 職 員	2		2	(内介護福祉士2名)
看 護 師 兼 機 能 訓 練 指 導 員	1	1	2	(内特養兼務1名)
介 護 職 員	4		4	(内介護福祉士1名)
運 転 手		3	3	
合 計	8	4	12	

日 課

時間	通所介護	介護予防・生活支援サービス事業
8:30	迎 え	
10:00	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴・水分摂取 創作活動・他者交流 排泄介助 日常生活動作訓練 ラジオ体操 口腔体操 (かみかみ百歳体操)	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴・水分摂取 創作活動・趣味活動 日常生活動作訓練 ラジオ体操 口腔体操 (かみかみ百歳体操)
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:30	くつろぎタイム (お茶・休養) 下肢むくみ予防体操 創作活動・他者交流 いきいき百歳体操・集団体操 レクリエーション・日常生活動作訓練	くつろぎタイム (お茶・休養) 下肢むくみ予防体操 創作活動・他者交流 いきいき百歳体操・集団体操・ レクリエーション・日常生活動作訓練
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流 排泄介助	社会交流 排泄介助
16:00	送 り	

年間行事計画

令和4年 4月 花 見 (施設敷地内)
 5月 端午の節句 (行事食)
 6月 おやつサークル
 7月 セタ祭り・流しそうめん
 8月 夏祭り・よさこい踊り
 9月 敬老会
 10月 運動会
 11月 秋祭り
 12月 クリスマス忘年会 餅つき
 令和5年 1月 新年会
 2月 節 分
 3月 ひな祭り
 ※毎月、喫茶、誕生日のお祝い



創作活動 (夏のうちわ作り)

利 用 料 金

(介護報酬／1日当たり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1,289円	1,401円	1,514円	1,628円	1,741円

※上記金額は、選択サービスの入浴加算(Ⅰ)(40円/日)＋サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(22円)を含んだ介護報酬の1割分＋食事代(600円(おやつ含む))を含んだ合計です。

※介護職員処遇改善加算として、通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して5.9%が加算、介護職員等特定処遇改善加算として1.2%が加算されます(食事・おやつ代金は含まない)。

(介護予防・生活支援サービス事業／1ヶ月当たり)

	事業対象者 要支援1	事業対象者 要支援2
自己負担額	1,760円	3,604円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(要支援1:88円/月・要支援2:176円/月)を含んだ介護報酬額の1割分で月単位です。(食事代(600円(おやつ含む))は別です)

※介護職員処遇改善加算として通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して5.9%が加算、介護職員等特定処遇改善加算として1.2%が加算されます(食事・おやつ代金は含まない)。

月別利用実績

<営業日> 月曜日から土曜日(祝日含む)

但し、日曜日、1月1～2日は休業 311日営業

	月 間 稼 動 日 数	月 間 利 用 実人員	月間利用延人員（介護度別）									1 日 平 均 利 用 人 員
			予防給付		介護給付							
			(生活支援サービス事業)		要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5	暫定	合 計	
要支 援 1	要支 援 2											
令和3年4月	26	52	9	37	241	176	35	32	19	3	552	21.2
5月	26	55	4	35	268	159	50	44	21	4	585	22.5
6月	26	54	4	36	256	172	52	40	17	0	577	22.1
7月	27	56	4	41	291	176	49	36	15	16	628	23.2
8月	※17	55	1	26	167	94	48	22	6	1	365	21.4
9月	26	52	5	40	259	128	69	38	9	0	548	21.0
10月	26	50	5	35	265	116	63	39	6	0	529	20.3
11月	26	54	7	40	290	80	81	40	0	0	538	20.7
12月	27	53	4	44	275	78	110	73	0	10	594	22.0
令和4年1月	25	52	4	32	278	71	109	77	0	0	571	22.8
2月	24	55	4	30	257	89	115	69	0	0	564	23.5
3月	27	58	6	41	288	97	102	126	0	0	660	24.4
合 計	303	646	57	437	3,135	1,436	883	636	93	34	6,711	22.1

※令和3年8月については、コロナ感染拡大防止に伴い、9日間の休業しております。

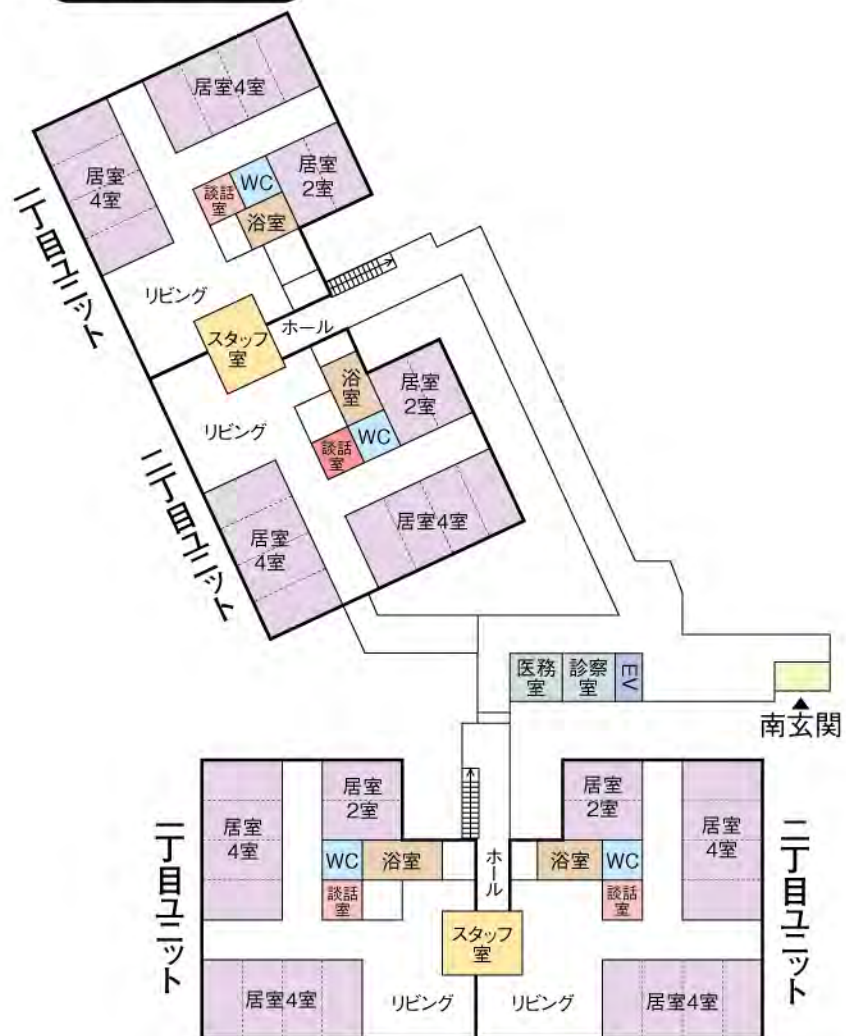
安芸郡 芸西地区 概 要

- ・ 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘
- ・ 特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所
- ・ デイサービスセンター洋寿
- ・ 居宅介護支援事業所洋寿



社会福祉法人 土佐香美福祉会

和食フロア



1F

西分フロア

馬ノ上フロア



2F

琴ヶ浜フロア

●特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘（全室個室8ユニットケア）
●特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所

施設方針

- ①入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が、連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。
- ②施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い各関係機関と密接な連携に努める。
- ③職員は、常に社会福祉施設職員としての使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において、可能な限り健康で活力ある生活を営むことができるよう支援する。
- ④介護の基本は、入居者の人権尊重です。人権を守り健全で安らかな生活とプライバシーの保たれた住環境を提供するように努める。
- ⑤認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れて生活を送れるように援助する。
- ⑥入居者の生活を活性化し、生きがいをもって生活していただくため、四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行う。
- ⑦疾病をもつ入居者に対しては、協力医療機関と連携しながら身体状況の観察に努め、医療に万全を期していく。
- ⑧食事は、栄養ケアマネジメントに基づき、個別栄養管理を行う。各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮する。
- ⑨機能訓練指導員を中心に、看護・介護職員により入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の維持・回復、または低下を防止するための生活リハビリを実施する。
- ⑩サービスの質の向上に努めるため、施設内外の研修参加を計画して、人材育成に努める。
- ⑪時間から時間へと追われる介護でなく、入居者のペースに合わせた入居者本位の介護に努める。
- ⑫「持ち上げない・抱え上げない・引きずらないノーリフティングケア」を実践することで、入居者の二次災害防止と職員の腰痛予防に努める。

◆施設の内容

施設の種類別	ユニット型指定介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定介護老人福祉施設は介護保険法に従い、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援します。この施設は、身体上または精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、且つ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホーム ウエルプラザ洋寿荘
施設所在地	高知県安芸郡芸西村西分乙297番地 〒781-5704
施設管理者	施設長 有澤 喜康
T E L 番号	0887-32-2110
F A X 番号	0887-32-2116

メールアドレス	yojuso@orion.ocn.ne.jp
開設年月日	昭和49年4月 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合立として開設
移管年月日	平成18年4月1日(2006年)
移転年月日	平成20年6月22日(2008年) 全室個室8ユニット
入所定員	80人 短期入所生活介護8人 合計88人
建物構造	木造2階建
建物面積	3934.41㎡ 延べ床面積5587.17㎡
敷地面積	9943.99㎡

◆居室数

	ユニット名	全室個室	計
4フロア	西分1丁目	10室	20室
	西分2丁目	10室	
	和食1丁目	10室	20室
	和食2丁目	10室	
	馬ノ上1丁目	12室	24室
	馬ノ上2丁目	12室(短期入所2室含む)	
	琴ヶ浜1丁目	12室(短期入所3室含む)	24室
	琴ヶ浜2丁目	12室(短期入所3室含む)	
計	8ユニット	88室	88室

◆職員体制

令和4年4月1日現在

	男(名)	女(名)	計(名)	備 考
施設長	1		1	ディサービス管理者兼務
機能訓練指導員	1		1	作業療法士
生活相談員	2		2	(総務課兼務1名)
介護支援専門員	1	1	2	(介護職員兼務1名)
管理栄養士		1	1	
栄養士		1	1	
介護職員	20	32	52	(非常勤4名)
看護職員	1	5	6	(非常勤2名)
医師(非常勤)	2		2	(内科1名、精神科1名)
事務員		2	2	(介護支援専門員兼務1名)
現業員	3	1	4	(非常勤3名)
給食職員	(1)	(7)	(8)	(委託)
合 計	31	43	74	(*兼務、給食委託職員除く)

◆入居者状況

令和4年4月1日現在

入居者数	全 体	79名
	西 分フロア	19名
	和 食フロア	20名
	馬ノ上フロア	22名
	琴ヶ浜フロア	18名
平均年齢	全体 (79名)	89.2歳
	男性 (21名)	86.9歳

	女性（５８名）	９０．１歳
最高年齢	男性	９６歳
	女性	１０２歳
最低年齢	男性	７３歳
	女性	７３歳
入居者負担額段階	第１段階	１名
	第２段階	２４名
	第３段階①	９名
	第３段階②	１７名
	第４段階	２８名

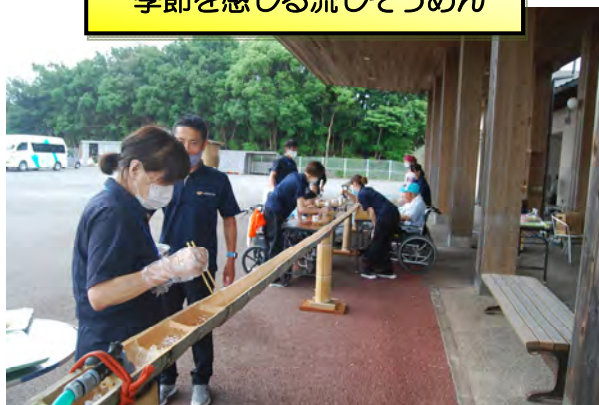
施設内研修
「ノーリフティングケア研修」



令和３年度 防災訓練
地震・火災想定



季節を感じる流しそうめん



ホクホクの焼き芋を楽しみました



クリスマス会



節分の日 豆撒き

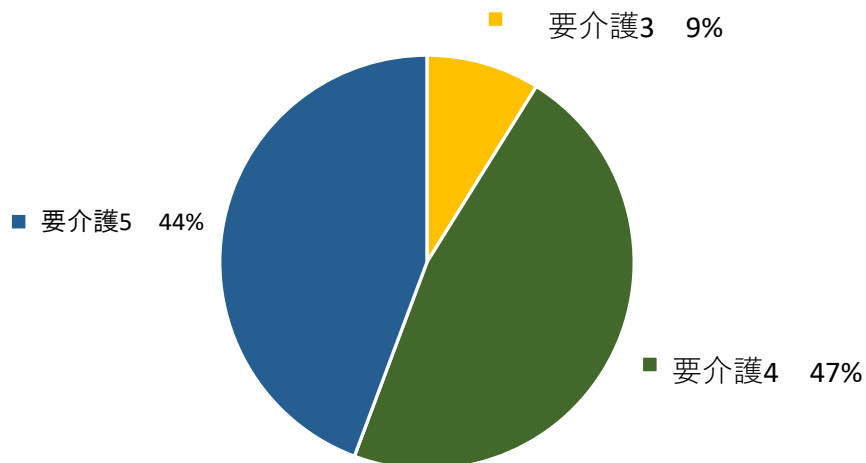


<要介護度>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
要介護度1	0	0%	0	0	0	0
要介護度2	0	0%	0	0	0	0
要介護度3	7	9%	1	1	4	1
要介護度4	37	47%	8	5	14	10
要介護度5	35	44%	10	14	4	7
平均要介護度	4.35	-	4.47	4.65	4.00	4.33

<ウエルプラザ洋寿荘介護度別入居者構成>

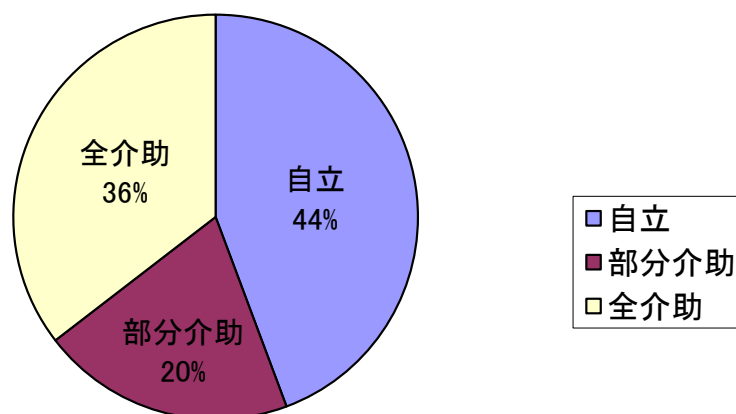


<食 事>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
自立	35	44%	5	7	16	7
部分介助	16	20%	6	3	3	4
全介助	28	36%	8	10	3	7

<ウエルプラザ洋寿荘食事別入居者構成>

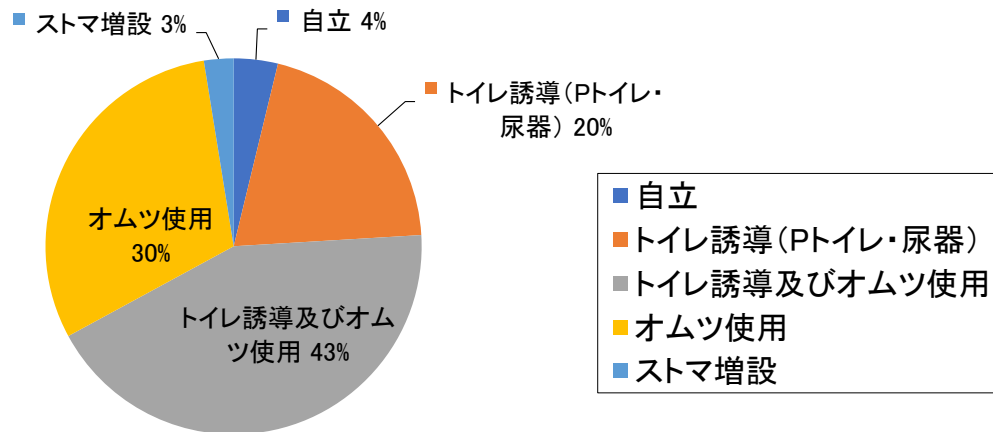


<排 泄>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
自立	3	4%	0	2	1	0
トイレ誘導（Pトイレ・尿器）	16	20%	0	0	16	0
トイレ誘導及びオムツ使用	34	43%	15	4	3	12
オムツ使用	24	30%	4	13	2	5
ストマ増設	2	3%	0	1	0	1

<ウエルプラザ洋寿荘排泄別入居者構成>

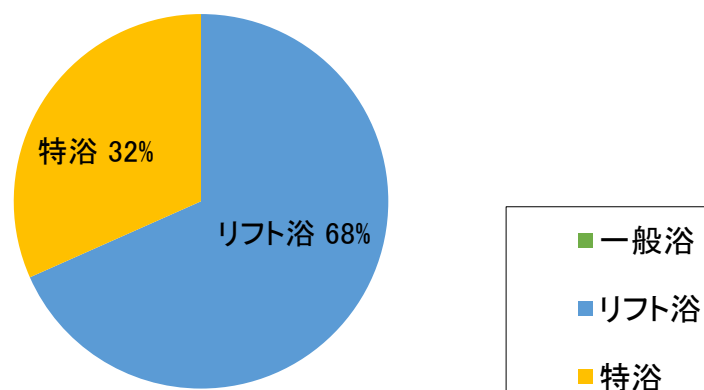


<入 浴>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
一般浴	0	0%	0	0	0	0
リフト浴	54	68%	13	6	21	14
特浴	25	32%	6	14	1	4
清拭	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザ洋寿荘入浴別入居者構成>

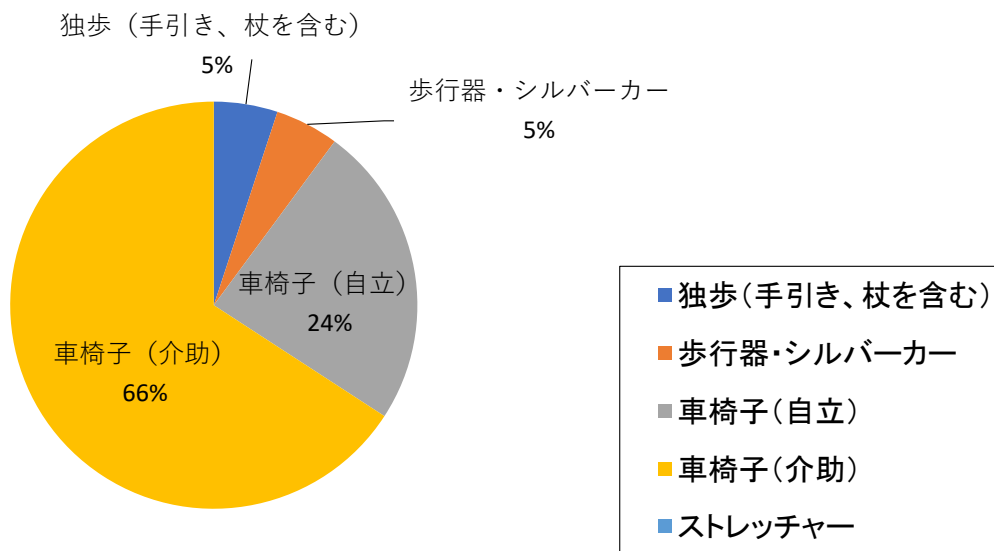


<移 動>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
独歩（手引き、杖を含む）	4	5%	3	0	1	0
歩行器・シルバーカー	4	5%	0	1	2	1
車椅子（自立）	19	24%	2	2	10	5
車椅子（介助）	52	66%	14	17	9	12
ストレッチャー	0	0%	0	0	0	0

<ウエルプラザ洋寿荘移動別入居者構成>

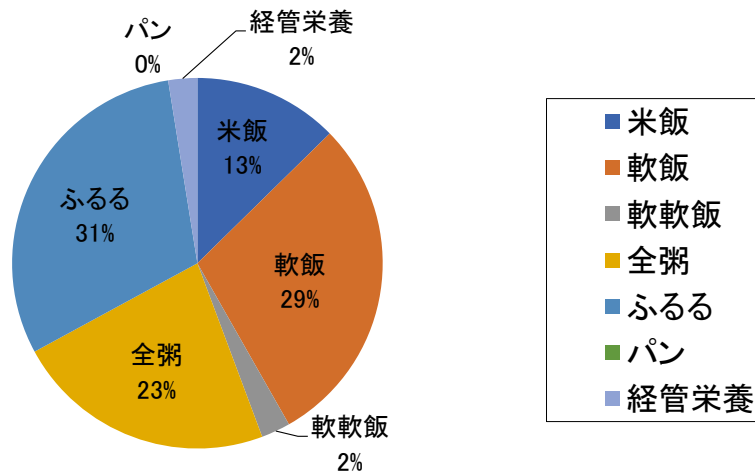


<食事の形態>

令和4年4月1日現在

	全 体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
米飯	10	13%	3	1	6	0
軟飯	23	29%	5	5	7	6
軟軟飯	2	2%	1	0	0	1
全粥	18	23%	5	3	5	5
ふるる	24	31%	5	9	4	6
パン	0	0%	0	0	0	0
経管栄養	2	2%	0	2	0	0

<ウエルプラザ洋寿荘食事の形態別入居者構成>

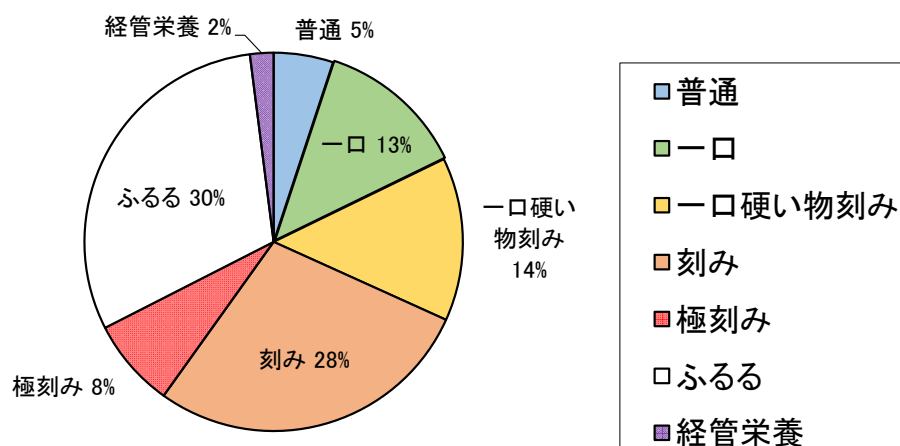


＜副食の形態＞

令和4年4月1日現在

	全体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
普通	4	5%	0	0	4	0
一口	10	13%	2	2	3	3
一口硬い物刻み	11	14%	2	2	2	5
刻み	22	28%	8	4	6	4
極刻み	6	8%	2	1	3	0
ふるる	24	30%	5	9	4	6
経管栄養	2	2%	0	2	0	0

＜ウエルプラザ洋寿荘副菜の形態別入居者構成＞

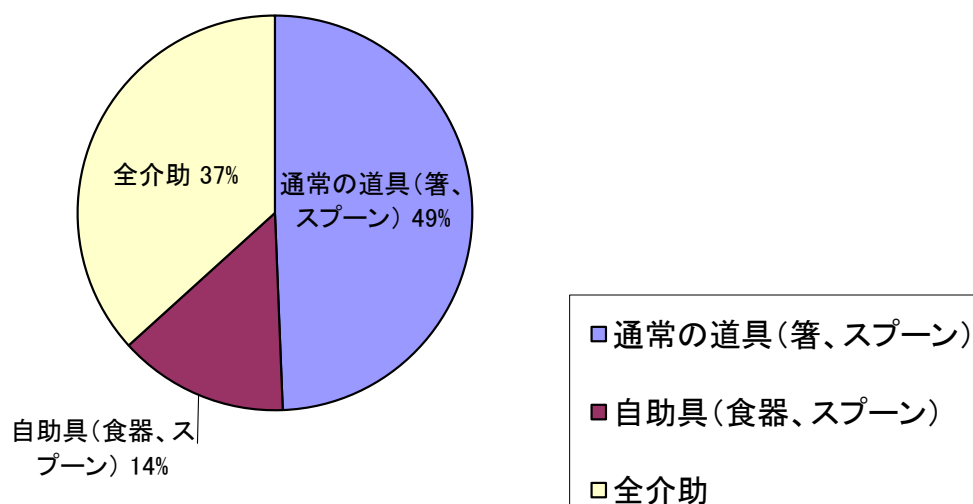


＜自助具の利用＞

令和4年4月1日現在

	全体（79名）	（比 率）	西分（19名）	和食（20名）	馬ノ上（22名）	琴ヶ浜（18名）
通常の道具（箸、スプーン）	39	49%	7	6	17	9
自助具（食器、スプーン）	11	14%	1	4	3	3
全介助	29	37%	11	10	2	6
全介助の内介助具 使用	(2)	—	(0)	(1)	(0)	(1)

＜ウエルプラザ洋寿荘自助具別入居者構成＞



☆自助具…自分で食べられるように、工夫されて作られた食器道具

☆介助具…介助しやすいように工夫されて作られた道具

● デイサービスセンター 洋寿

事業方針

(介護給付事業)

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとします。
- ② 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

(介護予防・日常生活支援総合事業：第1号通所事業)

- ① 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- ② 第1号通所事業は、サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行います。

事業内容

- ① 利用定員 35人
- ② 種類 通常規模型
- ③ 営業日及び営業時間
月曜日から日曜日（祝日含む）
午前9時50～午後4時00分
※年始（1／1～1／3）は休業



通所介護の内容

ふれあい農園での園芸活動

<介護保険サービス>

- ① 機能訓練サービス
- ② 口腔機能向上サービス
- ③ 居宅と事業所間の送迎サービス
- ④ 通所介護施設における入浴介助サービス
- ⑤ 排泄、食事等の介助
- ⑥ 日常生活の援助
- ⑦ 相談、助言に関すること

<介護保険外サービス>

食事、おやつの提供



行事 毎月のおやつサークル

通常の事業の実施地域

芸西村、安芸市、香南市

日 課

時間	通所介護	日常生活支援総合事業
8:30	迎 え	
9:50	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作・趣味活動、日常生活動作訓練 社会交流・排泄介助	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作・趣味活動・日常生活動作訓練 社会交流・排泄介助
11:00	脳トレ、集団体操(映像使用)	脳トレ、集団体操(映像使用)
12:00	口腔体操、昼食、口腔ケア、排泄介助 くつろぎタイム(お茶・休養)	口腔体操、昼食、口腔ケア、排泄介助 くつろぎタイム(お茶・休養)
14:00	入浴、水分摂取、 レクリエーション、集団体操 サークル活動・ミニ行事	入浴、水分摂取、 レクリエーション、集団体操 サークル活動・ミニ行事
15:00	おやつドリンク、創作活動・趣味活動、 日常生活動作訓練 社会交流、排泄介助、水分補給 帰りの体操	おやつドリンク、創作活動・趣味活動、 日常生活動作訓練 社会交流、排泄介助、水分補給 帰りの体操
16:00	送 り	

※体重測定は月1回 必要な方に関しては随時測定する。

年間行事計画

- 4月 おたのしみ弁当(施設敷地内)
- 5月 じゃがいもパーティー
- 6月 あじさい運動会
- 7月 そうめん流し
- 8月 スイカ割り
- 9月 敬老会
- 10月 大運動会
- 11月 焼き芋
- 12月 クリスマス会・餅つき大会
- 1月 新年会
- 2月 節分
- 3月 ひな祭り



お正月 お祝い膳

職員体制

令和 4 年 4 月 1 日現在

職 種	人 数	人 数(名)		計(名)
		常 勤	非 常 勤	
管理者		1	0	1
生活相談員兼介護職員		3	0	3
看護師兼機能訓練指導員		1	2	3
介護職員		5	3	8
現業員		0	3	3
合 計		10	8	18

利 用 料 金

令和 4 年 4 月 1 日現在

(介護報酬／1日当たり・1割負担の場合です)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1,183円	1,288円	1,394円	1,499円	1,605円

※上記金額の内訳は、介護報酬の1割分＋サービス提供体制強化加算(I)(介護福祉士配置割合)＋入浴介助加算(I)＋おやつを含んだ食事代540円となります。

(芸西村、安芸市、日常生活支援総合事業／1回当たり・1割負担の場合です)

	要支援1(月4回まで)	要支援2(月8回まで)
自己負担額	384円	395円

※上記金額に＋おやつを含んだ食事代540円となります。要支援1で月5回以上、要支援2で月9回以上の利用の場合は下記、香南市金額と同様になります。また、サービス提供体制強化加算(I)(介護福祉士配置割合)は月単位で、要支援1(88円)、要支援2(176円)です。

(香南市、日常生活支援総合事業／1ヶ月当たり・1割負担の場合です)

	要支援1	要支援2
自己負担額	1,760円	3,604円

※上記金額の内訳は、介護報酬の1割分＋サービス提供体制強化加算(I)(介護福祉士配置割合)で月単位となっております。(食事代540円は別です。)

(介護職員処遇改善加算)

	算定方法・負担内容
介護職員処遇改善加算	通所介護費の単位数に各種加算の単位数を加えた総単位数(1単位10円)に対して5.9%を乗じたもの
特定介護職員等処遇改善加算	通所介護費の単位数に各種加算の単位数を加えた総単位数(1単位10円)に対して1.2%を乗じたもの

※加算要件 介護職員の賃金の改善をしているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合

月別利用実績

＜営業日＞ 月曜日～日曜日(祝日含む) *但し、1月1日～1月3日までを除く

	月 間 稼 動 件 数	月 間 利 用 実人員	月間利用延人員（介護度別）								1 日 平 均 利 用 人 数
			総合事業		介護給付						
			要支 援 1	要支 援 2	要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5	合 計	
R3. 4月	30	75	0	20	221	256	254	82	39	872	29.1
5月	31	75	0	10	217	266	286	84	47	910	29.4
6月	30	73	0	8	205	257	279	84	45	878	29.3
7月	31	75	0	0	226	270	251	89	46	882	28.5
8月	31	77	1	4	243	259	239	104	49	899	29.0
9月	30	77	1	5	244	258	233	113	46	900	30.0
10月	31	76	0	4	255	234	234	125	50	902	29.1
11月	30	74	0	4	245	221	213	136	56	875	29.2
12月	31	70	0	5	248	203	207	130	51	844	27.2
R4. 1月	28	70	0	4	232	168	196	115	46	761	27.2
2月	28	77	3	4	230	162	213	97	46	755	27.0
3月	31	75	5	10	266	164	215	86	55	801	25.8
合 計	362	894	10	78	2,832	2,718	2,820	1,245	576	10,279	28.4

●居宅介護支援事業所洋寿

事業方針

- ①居宅介護支援事業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して行う。
- ②居宅介護支援の事業者は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、適切に保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に十分配慮しながら総合的かつ効率的に提供を行う。
- ③居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう公平、中立に行う。
- ④居宅介護支援の事業者は、市町村、介護予防支援事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

営業日及び営業時間

月曜日から金曜日（祝日含む） 午前8時30分から午後5時30分
 ※（土曜日、日曜日、年末年始12／31～1／3休）
 （但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする）

通常の事業の実施地域

芸西村・香南市

提供するサービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成
 - ・ 自宅訪問により、利用者や家族からの利用者状況等情報の収集
 - ・ 利用者の同意のもと、主治医から意見の確認を受ける
 - ・ 介護支援専門員を中心にしたサービス担当者会議の開催及び検討
 - ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用等の説明と同意
- ②介護予防プランの作成
 - ・ 芸西村地域包括支援センターとの委託契約に基づき適正に提供
 - ・ 予防・介護給付間のスムーズな移行
- ③その他の提供サービス
 - ・ 要介護認定の申請、更新、変更の代行
 - ・ 福祉用具の購入、住宅改修申請の代行
 - ・ 給付管理票の作成、提出等

職員体制

令和4年4月1日現在

職 種	人 数（名）			計（名）
	常 勤	非常勤	兼 務	
管理者兼主任介護支援専門員	1			1
合 計	1			1

利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付となり、自己負担なし。また、介護予防給付の方についても、委託契約により自己負担なし。

※ただし、保険料の滞納等により、保険料給付金が直接事業者を支払わない場合につき、下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行します。この、サービス提供証明書を後日保険者である市町村の窓口に出すと、全額払い戻しが受けられます。

<居宅介護支援費>

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援事業所における利用者数の数に、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数が40件未満の場合

①要介護1～2 10,760円

②要介護3～5 13,980円

居宅介護支援費（Ⅱ）取扱い件数が40件以上60件未満の場合

①要介護1～2 5,390円

②要介護3～5 6,980円

（40件未満の部分は居宅介護支援費Ⅰを適用）

<交 通 費>

無 料



介護相談の様子

香美市 物部地区 概 要

●高齢者生活福祉センターこづみ

- ・ デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所
- ・ ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所
- ・ 生活支援ハウスこづみ



社会福祉法人 土佐香美福祉会

● デイサービスセンターこづみ 通所介護事業所

事業方針

（介護給付事業）

- ① 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。

（介護予防・日常生活支援総合事業）

- ① 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業は、介護予防・ケアマネジメント計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。

事業内容

- ① 利用定員 15人
- ② 種類 地域密着型通所介護
- ③ 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）
※日曜日、年末年始（12/31～1/3）は休業
営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前10時00分～午後4時05分

通所介護の内容

＜共通サービス＞

- ① 排泄、食事の介助
- ② 居宅と事業所間の送迎サービス
- ③ 通所介護施設における入浴介助サービス
- ④ 日常生活上の援助
- ⑤ 相談、助言等に関すること

＜選択サービス＞

- 指定通所介護
- 入浴介助

通常の事業の実施地域

香美市



お誕生日会

日 課

時間	地域密着型通所介護	介護予防・日常生活支援
8:30	迎 え	
10:00	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操	バイタルチェック (血圧、体温、脈拍、体重測定) 入浴、水分摂取 創作、趣味活動、口腔体操
12:00	昼食、口腔ケア、休養、排泄介助	
13:00	くつろぎタイム(お茶・交流・休養) 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練	くつろぎタイム(お茶・交流・休養) 創作活動・集団レクリエーション 日常生活動作訓練
15:00	おやつ	おやつ
15:30	社会交流、排泄介助 集団体操	社会交流、排泄介助 集団体操
16:05	送 り	

年間行事計画

令和 4 年	4 月	創作活動 さくら作り
	5 月	創作活動 紫陽花作り
	6 月	大栃小学校交流会
	7 月	大栃保育園七夕交流会
	8 月	湖水祭り
	9 月	敬老会
	10 月	大栃中学校交流会
	11 月	物部地区文化展作品出展
	12 月	大栃保育園クリスマス交流会 忘年会
令和 5 年	1 月	福笑い
	2 月	鬼倒し(節分行事)
	3 月	創作活動 おひな様作り



鬼倒し(節分行事)

※その他の行事として物部地区文化展に作品を出展します。また毎月の行事として、お誕生日会、喫茶なかまの広場、季節のお楽しみ弁当を提供します。

職員体制

令和 4 年 4 月 1 日現在

職 種	人 数 (名)		計 (名)	備 考
	常 勤	非常勤		
管 理 者 兼 生 活 相 談 員	1		1	
生 活 相 談 員 兼 介 護 職 員	1		1	
介 護 職 員	2	1	3	(ヘルパー兼務 1 名)
看 護 職 員 兼 機 能 訓 練 指 導 員		2	2	
看 護 職 員 兼 機 能 訓 練 指 導 員 兼 介 護 職 員		1	1	
合 計	4	4	8	

利 用 料 金

(介護報酬／1日当たり) ※地域密着型通所介護費 (小規模型・6時間以上7時間未満)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額	1, 298円	1, 420円	1, 544円	1, 667円	1, 790円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(I) (22円)を含んだ介護報酬の1割分+食事代金(おやつ込み) 600円の合計です。

※選択的サービスとして、入浴(40円/日)を行った場合は上記金額に加算されます。

※通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算5.9%・特定処遇改善加算1.2%が加算されます。(食事代金は含まない)

(第1号通所事業／1ヶ月当たり)

	要支援1	要支援2
自己負担額	1, 760円	3, 604円

※上記金額は、サービス提供体制強化加算(I) (要支援1: 88円/月・要支援2: 176円/月)を含んだ介護報酬額の1割分で月単位です。(食事代金600円/食は別です)

※通所介護の単位数(1単位10円)に各種加算の単位数(1単位10円)を加えた総単位数に対して介護職員処遇改善加算5.9%・特定処遇改善加算1.2%が加算されます。(食事代金は含まない)

月 別 利 用 実 績

<営業日> 月曜日～土曜日(祝日含む) ※地域密着型小規模型

	月 間 稼 動 日 数	月 間 利 用 実人員	月間利用延人員（介護度別）								1 日 平 均 利 用 人 員
			生活支援		介護給付						
			要 支 援 1	要 支 援 2	要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5	合 計	
令和 3 年 4月	26	35	34	25	109	34	44	37	0	224	8.6
5月	26	33	28	22	100	39	35	26	0	250	9.6
6月	26	28	17	30	87	42	49	30	0	255	9.8
7月	27	32	22	32	107	65	59	31	0	316	11.7
8月	26	32	17	22	99	63	52	29	0	282	10.8
9月	26	32	19	24	118	62	47	19	0	289	11.1
10月	26	32	19	24	108	49	43	31	0	274	10.5
11月	26	33	20	24	102	46	34	31	0	257	9.8
12月	26	33	24	31	109	39	39	21	0	271	10.4
令和 4 年 1月	24	35	20	27	107	38	45	18	0	255	10.6
2月	24	35	20	29	118	20	55	17	0	259	10.7
3月	27	32	17	37	126	25	61	21	0	287	10.6
合 計	310	392	257	327	1,290	522	563	311	0	3,219	10.4

●ヘルパーステーションこづみ 訪問介護事業所

事業方針

（介護給付事業）

訪問介護計画に基づき、要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

（日常生活支援総合事業）

介護予防ケアマネジメント計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介助、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を図り、要介護状態となることを予防します。

（障害福祉サービス居宅介護事業）

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、食事等の介護及び調理、洗濯、掃除等の家事並びにこれらに付随する生活等に関する相談等を適切に行います。

（関係機関の連携）

訪問介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、日常生活支援、その他保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者及び香美市との密接な連携を図りながら、総合的効果的なサービスの提供に努める。

営業日及び営業時間

受付対応日及び時間 月曜日から金曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後5時30分
訪問日及び訪問時間 月曜日から日曜日（祝日含む） 午前6時00分～午後10時00分
※年末年始（12／31～1／3）は休業

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

①身体介護

起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、整容介助、身体の清拭・洗髪、入浴介助、食事介助、体位変換、服薬管理、通院等介助等

②生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の入れ替え等

職員体制

令和4年4月1日現在

職 種	人 数（名）		計（名）	備 考
	常 勤	非 常 勤		
管 理 者 兼 サービス提供責任者	1		1	
訪 問 介 護 員	1	1	2	
（ 介 護 福 祉 士 ）	（ 2 ）	（ 0 ）	（ 2 ）	
（ 2 級 ヘ ル パ ー ）		（ 1 ）	（ 1 ）	
合 計	2	1	3	

利 用 料 金

(介護報酬額の一割分)

<訪問介護費>

(1) 身体介護

所要時間 20 分未満	1 6 7 円/回
所要時間 20 分以上 30 分未満	2 5 0 円/回
所要時間 30 分以上 1 時間未満	3 9 6 円/回
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満	5 7 9 円/回
所要時間 1 時間 30 分以上 (30分増すごとに)	8 4 円/回

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

(2) 生活援助が中心である場合

所要時間 20 分以上 45 分未満	1 8 3 円/回
所要時間 45 分以上	2 2 5 円/回

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

※早朝・夜間の場合

早朝 午前 6 : 0 0 ~ 午前 8 : 0 0

夜間 午後 6 : 0 0 ~ 午後 1 0 : 0 0

上記の時間帯に派遣した場合は、上記金額に 25 % 加算

(注) 2名派遣の場合は、上記の金額×2

<介護予防・日常生活支援総合事業費>

介護予防ケアマネジメント計画において

週 1 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	1, 1 7 6 円/月
週 2 回程度の利用が必要な場合 (要支援 1・要支援 2)	2, 3 4 9 円/月
週 2 回を超える利用が必要な場合 (要支援 2)	3, 7 2 7 円/月

<加 算>

(1) 特別地域加算：特別地域加算対象区域 利用料の 15 %

(2) 初回加算：サービス提供責任者が初回訪問実施または同行訪問
200 円/月 (介護給付・総合事業)(3) 緊急時訪問介護加算：緊急要請でケアマネジャーと連携して計画外の訪問を実施
100 円/回 (介護給付のみ)

(4) 介護職員処遇改善加算：介護職員の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に 13.7 % 加算 (介護給付・総合事業)

(5) 介護職員等特定処遇改善加算：介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た基準該当訪問介護事業所が、利用者に対し基準該当訪問介護を行った場合には、所定単位数に 4.2 % 加算 (介護給付・総合事業)

<減 算>

(1) 訪問介護同一建物減算 1：同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合には、所定単位数の 10 % 減算

月別利用実績

< 営業日 > 月曜日～日曜日 (祝日含む)

	介護給付					総合事業	
	身体介護		生活援助		登録者	稼動	登録者
	昼間	夜間 早朝	昼間	夜間 早朝			
令和 3 年 4 月	6.0H	0.0H	48.8H	0.0H	8 件	57.0H	11件
5 月	7.0H	0.0H	62.3H	0.0H	9 件	57.0H	11件
6 月	3.5H	0.0H	62.0H	0.0H	9 件	42.0H	11件
7 月	2.5H	0.0H	64.8H	0.0H	10 件	50.0H	10件
8 月	3.0H	0.0H	70.5H	0.0H	10 件	44.0H	10件
9 月	10.5H	0.0H	64.0H	0.0H	14 件	37.0H	9件
10 月	7.8H	0.0H	50.5H	0.0H	12 件	36.0H	9件
11 月	7.0H	0.0H	62.0H	0.0H	13 件	39.0H	9件
12 月	4.0H	0.0H	67.3H	0.0H	13 件	30.0H	7件
令和 4 年 1 月	5.0H	0.0H	47.5H	0.0H	12 件	28.0H	7件
2 月	13.5H	0.0H	60.5H	0.0H	10 件	36.0H	9件
3 月	16.5H	0.0H	72.0H	0.0H	10 件	41.0H	9件



今日の献立



ヘルパーと服薬確認

●生活支援ハウスこづみ(居住部門)

事業方針

高齢のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供し、安心して生活を送れるように支援します。

通常の事業の実施地域

香美市

提供するサービスの内容

- ①必要に応じ住居を提供すること。
- ②居住施設利用者の各種相談、助言及び緊急時の対応に関すること。
- ③居住利用者が在宅福祉サービスを必要とする場合の利用手続き援助等に関すること。
- ④居住利用者と地域住民との交流を図るための場の提供等を行うこと。

職員体制

令和4年4月1日現在

職 種	人 数 (名)			計 (名)
	常 勤	非 常 勤	兼 務	
管 理 者 兼 生 活 援 助 員	1			1
合 計	1			1

利用者及び入所判定基準

- ①香美市に住所を有し、原則として60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者とする。
- ②希望者からの入居申請書の提出があった時は、必ずこれを受付、地域ケア会議を開催して、事業目的達成に照らし申請理由が適正であって、理由となった状況及び状態が正確であるか等を判断し、入居についての判定を行う。
- ③居住施設利用者でやむを得ない理由により利用期間を延長しようとするときは、居住施設利用期間延長申請書により市長の承認を受けなければならない。

定 員 10室（内夫婦部屋2室） 12名



支援ハウス居室

利 用 料 金

居住施設事業利用料(月額)

対象収入による階層区分		利用料
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

※利用要件等

- (1) 利用に伴う光熱水費については、利用者負担とする。
- (2) 日割り計算の利用料算出方法
利用者が負担すべき1ヶ月の利用料×(利用日数/30)
但し、10円未満は切り捨てるものとする。
- (3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合において、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 自力で食事の確保ができること。

防災訓練計画

- (1) 年3回(6月・10月・2月)総合防災訓練(日中地震・火災)をデイサービスセンターこづみ、香美市立大柝診療所及び香美市消防香北分署との合同訓練を実施していく。
- (2) 各給湯設備、電気設備等については定期的な点検を行い、安全確認を行っていく。
- (3) 喫煙場所(施設内禁煙)と喫煙マナーについて指導を行っていく。



支援ハウス廊下

個人情報保護に関する規程

社会福祉法人 土佐香美福社会

個人情報の保護に関する規程

1. 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人土佐香美福祉会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、サービスに携わるものの重大な責務と考えております。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることとする。

(1) 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

(2) 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

(3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

香美市 土佐山田地区 生活サービス部

- ・ 特定施設入居者生活介護事業所 ケアハウス好日館（0887-52-3353）
- ・ 住宅型有料老人ホームウエルリブじんざん（0887-52-5222）
- ・ 特別養護老人ホームウエルブラザやまだ荘（0887-52-3223）
- ・ 特別養護老人ホームウエルブラザやまだ荘短期入所生活介護事業所（0887-52-3223）

香美市 土佐山田地区 地域サービス部

- ・ デイサービスセンターやまだ通所介護事業所（0887-52-5655）
- ・ ウエルデイじんざん通所介護事業所（0887-52-5222）
- ・ ヘルパーステーションやまだ訪問介護事業所（0887-52-0777）

高知市 市街地区 生活サービス部

- ・ 特別養護老人ホームウエルプラザ高知（088-855-8820）
- ・ ウエルショートしなね短期入所生活介護事業所（088-855-8820）

高知市 市街地区 地域サービス部

- ・ ウエルデイしなね通所介護事業所（088-855-8818）

安芸郡 芸西地区 生活サービス部

- ・ 特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘（0887-32-2110）
- ・ 特別養護老人ホームウエルプラザ洋寿荘短期入所生活介護事業所（0887-32-2110）

安芸郡 芸西地区 地域サービス部

- ・ デイサービスセンター洋寿（0887-32-2200）
- ・ 居宅介護支援事業所洋寿（0887-32-2220）

香美市 物部地区 地域サービス部

- ・ デイサービスセンターこづみ通所介護事業所（0887-58-2828）
- ・ ヘルパーステーションこづみ訪問介護事業所（0887-58-2828）
- ・ 生活支援ハウスこづみ（0887-58-2828）

(4) 苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

2. 個人情報の利用目的

社会福祉法人土佐香美福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者へのサービスの提供に必要な利用目的】**(1) 事業所内部での利用目的**

- ① 事業所が利用者に提供するサービス
- ② 保険事務
- ③ サービスの利用にかかる事業所管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者へのサービス

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 事業所が利用者に提供するサービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携

- (サービス担当者会議等)、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

②保険事務のうち

- ・保険事務の委託(一部委託を含む)
- ・審査支払い機関へのレセプトの提出
- ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答

③損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届け出等

【上記以外の利用目的】

(1)事業所内部での利用に係る利用目的

事業所管理運営業務のうち次のもの

- ・サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・事業所等において行われる学生等の実習への協力
- ・事業所において行われる事例研究等
- ・法人発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
- ・面会のための所在確認に関する電話等の対応

(2)他の事業者等への情報提供に係る利用目的

事業所の管理運営業務のうち

- ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

職員ハンドブック

社会福祉法人 土佐香美福祉会

法 人 理 念

1. 地域から信頼と安心そして理解をよせられる法人
となります。
2. 福祉施設＝利用者の生活のことへの責務
を負います。
3. 職員の願い、利用者の期待に応えられる経営を
します。

介護方針

1. 人権の尊重

- (1) 介護の基本は言葉掛けです。職員の価値観を押し付けるのではなく、コミュニケーション力を発揮した介護を行います。
- (2) 排泄・入浴介助時は、プライバシーを尊重した基本ケアに取り組みます。
- (3) 食事は一人ひとりにあった食事形態や療養に応じた食事、介助が必要な方にはその人のペースにあわせて安全な食事介助を提供します。
- (4) すべてのご利用者に温かく接し、一人ひとりに寄り添う支援をします。
- (5) ご利用者が安心して生活を送れるよう、目配り・気配り・心配りを忘れません。

2. 個別ケアの実現

- (1) 日常的に「その人らしさ」が発揮でき、豊かな生活が送れる環境を整備します。
- (2) ご利用者・ご家族の思いを念頭に、専門的知識に基づいた個別計画を作成します。
- (3) 自律支援とチームケアを構築し、豊かで穏やかな生活が送れるよう支援します。
- (4) ご利用者が豊かな生活を送っていただけるように、ご利用者・ご家族・職員・地域との連携を図ります。
- (5) ご利用者の強みを生かした活動として、四季折々の行事や趣味活動をご家族、地域の協力を得ながら取り組みます。
- (6) 常に健康管理に気を配り、安心した生活が送れるよう関係者と連携を図ります。

3. サービスの質の向上

- (1) 法人の階層別研修プログラム体系に基づき、専門職としての視点や考え方、さらには人間性の向上に努めます。
- (2) 階層別の目的を達成し、法人の職員として資質の向上に励みます。
- (3) 積極的に外部研修・施設視察等に参加し、私たちが実践しているケアについて振り返り評価していきます。

4. ノーリフトケアの充実

- (1) 持ち上げない・抱え上げない・引きずらないケアの構築に取り組みます。
- (2) ノーリフトケアを通じて、職員の身体を守り、ご利用者の二次障がい予防に取り組みます。
- (3) ノーリフトケアの完結にあたり、基本的なケアの構築に取り組みます。

信 条

☆毎週、全体朝礼で復唱

利用者の皆様に
満足していただける
安心・信頼のある
生活空間を創ります。

- ・人権を尊重し、個人情報の保護に努めます。
- ・迅速かつ誠意ある利用者対応をいたします。
- ・利用者本位のワンストップサービスをいたします。

☆毎朝の申し送りで復唱

1. 人を愛し、尊敬して接していますか。
2. 介護させていただいているという気持ちが一番大切。
3. 介護は正しい言葉遣いから。
4. 言葉は心の表れである。

職員として守るべき事項

1. 介護はチームケアです。専門職としてチームワーク・職場の仲間という気持ちを念頭に取り組みます。
2. 常に相手の思いや立場を自分自身に置き換え、思いやりのある言葉と行動で接します。
3. 専門職・社会人として、気持ちの良い接遇マナー（笑顔・挨拶・立振舞い・身だしなみ・言葉遣い）に取り組みます。
4. 専門職として、健康管理に努めます。特に腰痛予防・感染症予防は専門職として自覚を持ち予防に取り組みます。
5. 介護・福祉に関する資格を有するプロフェッショナルとして、豊かな知識・技術・人間性の向上に尽くします。